

決算特別委員会会議録

平成25年10月30日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 17:06

委員長

皆さん、おはようございます。ただいまから平成24年度決算特別委員会を開会いたします。「認定第1号 平成24年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

第10款 教育費、246ページから286ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています248ページ、事務局費、教育研究費について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

おはようございます。248ページ、事務局費、備考の欄になると249ページの上から3行目の教育研究所費223万536円についてお伺いをいたします。教育研究所での活動については、教職員に対する指導が主なものではないかというふうに認識をしておるんですが、具体的にどのようなものがあるのか、お知らせをお願いいたします。

学校教育課長

現在、教育研究所の構成につきましては、所長1名、教育問題対応相談員1名、スクールカウンセラー4名、スクールソーシャルワーカー1名、スクールサポーター2名で運営しております。活動内容につきましては、所長、指導主事を中心に教職員への研修を行い教職員の資質向上を図っております。教職員の専門研修といたしまして、現在教育研究員として5名の教員が自分の研究テーマを基に研修を行っております。また、いじめ、不登校問題を中心にして児童生徒及び、保護者の直接的な相談をスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが中心となり行っております。スクールソーシャルワーカーにおきましては、さらに、関係諸機関との連絡調整も行っております。生徒指導の問題におきましては、教育問題対応相談員が電話等により保護者、教員等の教育相談を行っております。また、スクールサポーターにおきましては、問題行動のある学校に訪問し教員をサポートしながら、直接児童生徒の指導を行っております。今後は新任の教員採用の数もふえることから、教育研究所の重要性も増してくるものと考えております。

上野委員

私、昨年だったと思いますが、決算特別委員会でこの教育研究所の増員をお願いしておりましたが、かなってはいないようですが、小中一貫校、既設が1校で今後新設3校ができます。立派なハードができあがってもやっぱり中の教員の皆さんの指導が大変重要だと思うんです。べたな教育も大切ではないかと思うんですが、やっぱり子ども達一人一人の特性に応じた教育、特性を伸ばしていただけるような教育についても力を入れていただく必要があるんじゃないかと思います。特に中学生についてはそうだと思いますので、教員の皆さんに対する指導なり助言なりをもっと力強くやれるような体制を築いていただくとともに、もしそこに何らかの形の財政的な支援が必要であれば、要求をしていただくようお願いをして、またそれも、財務部長は去年課長で聞かれておったと思うんですが、もしそのような要求があれば、できる限り応えていただくようお願いをしておきます。

委員長

同じく248ページ、事務局費、いじめ・不登校問題連絡協議会委員報酬について、田中裕二委員の質疑を許します。

田中委員

いじめ・不登校問題連絡協議会委員報酬につきまして、質問させていただきます。いじめ・不登校児童の現状、そして不登校になったきっかけというもの、また、その対処方法につきましては、資料を提出していただいておりますので、その点はわかりますけれども、このいじめ・不登校連絡協議会の委員の構成について教えていただきたいと思います。どのような方たちなのか、そして何名いらっしゃるのか、お願いいたします。

学校教育課長

委員の構成につきましては、民生児童委員、青少年健全育成会等の地域の関係団体、小中学校校長、PTA、警察、少年サポートセンター、法務局、市役所等の関係機関で構成されております。人数は15名になっております。

田中委員

それでは、この連絡協議会での協議内容について教えていただきたいと思います。

学校教育課長

協議内容といったしましては、大きく2つございます。まず1点は本市の現状に応じた、いじめ根絶と防止、及び不登校に対する具体的な対策の検討、推進、及び啓発に関する事項でございます。もう1つは深刻ないじめが発生したときの対応に関する事項であります。

田中委員

この報酬の額が35,400円出ています。構成人数は15名ということでございますが、これはだいたい何回ほど平成24年度は開かれたんでしょう。

学校教育課長

平成24年の開催回数は2回でございます。

田中委員

いじめ不登校の連絡協議会が年に2回というのは決して多い数ではないような気がいたしますけれども、それで十分だったんでしょうか、平成24年度は。

学校教育課長

現在、いじめ・不登校問題連絡協議会につきましては、先ほども言いましたように1回目、4月の段階で前年度の報告、そして計画をさせていただいております。その後はそれぞれのところでやっておりますので、2回目がまとめということでやっております。もし深刻な事態が起きましたら、そのときに行うということでありますので、大きく連絡協議会を2回として今やっております。あとはそれぞれが連絡できるように組織づくりをしておりますので、2回で、今のところは2回で十分であると考えております。

田中委員

それぞれでと言われたそれぞれとはどのようなものでしょうか。

学校教育課長

先ほど言いました民生委員や健全育成会の方、相談センター等で学校とそこの相談所が年間でそれぞれ相談、連絡をしていただくようなことで対応しておりますということです。

田中委員

それで、いじめ不登校について、今後無くしていくための取り組みについて教えていただきたいと思います。

学校教育課長

いま申し上げましたが、まずは本協議会で検討した内容を各学校に確実に提示し、いじめや不登校の根絶に向けた取り組みの充実を図りたいと考えております。いじめ問題につきましては、各学校において生活アンケートに加え、いじめに特化したアンケートを行う等、早期発見の取り組みが進められております。そこで、いじめが発生した場合の際には、現状に応じて本協議会に参加していただいております関係機関との連携、早期解決に努めてまいりたいと考え

ております。また、各学校には不登校対策委員会等が設置されており、不登校生徒の実態に応じたプロジェクトチームがつけられ、その対応に当たっております。このような取り組みにおきましても、本協議会に参加していただいております関係機関との連携は欠かせないものであり、より密に行ってまいりたいと考えております。ところで、いじめや不登校の背景につきましては、子ども達の社会性の未熟さが大きな要因として考えられます。本市では、福岡教育大学であります小泉令三先生に指導を仰ぎながら周囲の人々や集団と良好な関係や関わりを持つ力である社会的能力を育てる学習も推進しており、未然防止の取り組みを今後も進めてまいりたいと考えております。

田中委員

資料を見ますと、平成24年度の不登校、小中合わせまして183名と資料に出ております。いじめは小中合わせて平成24年度40件と出ております。この連絡協議会がきちっと機能する、しているかどうかというのはその翌年以降にわかってくるんだと思うんですが、平成25年度の事を聞けば委員長から怒られますので、平成25年度は聞きませんけれども、いまご答弁にありました未然防止の取り組みに努めてまいりたいというご答弁でございましたので、しっかりとこの点、取り組みをしていただきますようお願いいたしまして質問を終わります。

委員長

次に250ページ、人権同和教育費、人権同和啓発推進費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

おはようございます。252ページ、人権同和教育費、人権同和啓発推進費というところでご質問させていただきます。追加資料の140ページに人権同和教育啓発事業概要と実施状況ということで資料を出していただいております。この表について、ご説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

追加資料の140ページについてでございますが、上段にのせております表につきましては、市全体で実施しております研修会、講演会、及び旧飯塚地区を除く地区単位、及び自治会単位の研修など、市が直接実施しております事業の概要を掲載いたしております。下段の表につきましては、NPO法人人権ネット飯塚に委託してある事業の概要でございます。

宮嶋委員

上段の実施状況が市全体でやっている分と下のほうは人権ネットに委託しているということですが、上段のほうについて、まあ市がやっていますということですが、どうしても、どういうところが主体となってやっただけなのか、教えてください。

人権同和政策課長

どこが主体でやっただけかということですが、昨年4月に市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するために、飯塚市人権同和教育啓発推進協議会というものを発足させております。この推進協議会を中心に上段の事業につきましては、現在行っているところでございます。

宮嶋委員

いま人権同和教育啓発推進協議会とおっしゃいましたよね。要綱をいただいたんですが、ここでは飯塚市人権教育啓発推進協議会設置要綱となっておりますが、同和という文字が要綱の中にはないんですが、正式にはどちらの名称が正しいのでしょうか。

人権同和政策課長

正式には人権教育啓発推進協議会でございます。すみません。先ほどは間違っております。

宮嶋委員

人権同和政策課という名前ではなくって、もう同和、すべての差別問題を解決するという意

味では、同和という名前をなくしたほうが、すっきりすると思うんで、この要綱を見たらこういうふうにな名前が変わったのかなと思ったら、課長がそういうふうに言われたんでどちらかなと思ったんですけども、ぜひどうしても余りにも同和に重点を置き過ぎているのじゃないかな、そこが言葉的に出てきたんじゃないかなというふうに思います。すいません、この人権教育啓発推進協議会、これについてちょっと詳しく教えてください。

人権同和政策課長

人権教育啓発推進協議会につきましては、昨年7月に本市におきますさまざまな差別を解消いたしまして、人権尊重社会の実現を目指す施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、人権教育啓発推進法の趣旨に基づきまして、27団体の委員構成で発足いたしましたものでございます。具体的には、各団体の連絡調整、あるいは具体的なイベント、現在は飯塚市人権同和教育啓発実施計画の進行管理や強調月間事業等のイベントの協議等を行っていただいております。

宮嶋委員

27団体、1名ずつということで27名の委員で構成されて、昨年4月に発足したということですが、以前からこの飯塚市全体での事業というのは実施状況を見ますとあまり回数的にも変わらないようなものが、ずっと行われてきていたと思いますが、今回この平成24年度から協議会ができて、されているということですが、その以前について、平成23年以前についてはどういうふうな方法でこの行事を行われていたのかお尋ねします。

委員長

ちょっと、すいません。宮嶋委員、平成23年以前に対してのという質問ですね、はい。

人権同和政策課長

この推進協議会につきましては、合併前の1市4町、それぞれに同じような協議会を持っておりました。それが合併後、そこそこの地域性もございましてなかなかまとまらない状況が5年間程度続いておりました。飯塚市におきましては、今推進協議会で行っております、強調月間事業、あるいは部落解放研究集会等につきましては、実行委員会形式で行っておりました。それを、1市4町を総合的にやらないかということで、話が出ておったようでございますがなかなかまとまらなかった状況がございましたので、昨年4月にやっとこの推進協議会が立ち上がったという経緯でございます。

宮嶋委員

特別に新しくつくったものではなくて、再編、改編というか、そういう形でできたということですが、決算書の中で数字を探してみたんですが、この推進協議会の経費というか、費用弁償というかそういうものの費用というのはあるのかなのか教えてください。

人権同和政策課長

協議会自体に対する予算は現在ございません。しかしながら、ここで担っております各強調月間事業とか、研究集会等の予算は以前から直営でやっておりました部分でございますので、その関連予算はございます。

宮嶋委員

この27名の方、市長、教育委員会というような肩書きの方の場合は、費用弁償はないと思いますが、他の方も会議で出て来られてもいっさいそういう費用弁償というかそういうものはないと、無料ということでよろしいですか。

人権同和政策課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

わかりました。平成24年度にこの推進協議会が設置されましたけど、何回ぐらい会合が行

われたのか、教えてください。

人権同和政策課長

平成24年度につきましては、3回の会議を行っております。

宮嶋委員

たくさんの行事が行われておりますけれども、この行事ひとつひとつに対して会合を持つというようなことではないわけですかね、どういう会議をされているんですか。

人権同和政策課長

昨年平成24年度につきましては、4月に発足したばかりでございましたので、発足時にこの協議会は開催いたしておりますが、その後は7月の強調月間、これに事前に講演会等12地区で行いますことから、そういう部分について協議をさせていただいております。10月の部落解放研究集会、これにつきましても9月の頭位に協議会を開催いたしておりますところでございます。

宮嶋委員

それでは、この行事一つ一つについて運営とかを決めているわけではないと。大きくこの上から2つ、こういうことに対しての議論をする場で、そのほかの例えば人権コンサートとか下の方にいろいろビデオ上映会だとかということが書いてありますが、こういうものについてはタッチしないと、政策課の方だけでやられているという認識でいいですか。

人権同和政策課長

140ページの追加資料の上段の表の2つにつきましては、今申し上げたとおりでございますが、後の人権交流フェスティバル、あるいは人権講座等につきましては、昨年までは飯塚市が直営で行ってございました事業でございます。しかしながら、平成25年度からはこれにつきましても旧4町の部分でございますので、人権ネットいづかのほうに委託をしております。

宮嶋委員

では、これから表の下の方についてはもう平成25年度は、人権ネットいづかの仕事になるので、来年度平成25年度からは、この表はずいぶん少なくなるということですね。はい、ありがとうございました。

委員長

次に252ページ、人権同和教育費、人権同和教育推進費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

253ページ、人権同和教育推進費というところですが、人権同和教育啓発事業については、253ページで人権同和教育研究協議会補助金ということで支出がっておりますが、支出の算定基準、これを教えてください。

人権同和政策課長

これの支出の部分でございましょうか。ちょっと確認なんです。

宮嶋委員

補助金が出ておりますが、その補助金の基準……

委員長

収入ですか。そこら辺、質問をはっきりしてください。

宮嶋委員

それは予算でいきますかね、すいません、質問をかえます。資料の141ページから143ページに協議会の決算書をつけていただいております。以前から見ていただいたらわかりますように、平成22年度からありますが、平成22年度が、繰越金が56万6千円、次の年が43万1千円というようなことで、とてもほとんどが、これ補助金を主体としたような協議会で、

この平成24年度で見ていただくと、補助金の割合は全体の収入の64%ということになっておりますので、こういう補助金を主とした事業の中で、この多額の繰越金は、補助金が多すぎるんじゃないかということで、見直すべきじゃないかという質問を過去ずっとやってまいりました。見ますと補助金そのまま減っているようにはなっていないと思うんですが、その辺の説明をお願いします。

人権同和政策課長

市同研への補助金につきましては、平成23年に出されました補助金の適正化という意見提言書が出されておりますけれども、これに基づきまして、平成23年度決算以降、繰越金の中の余剰金につきましては、翌年の交付金から削減するというふうなことで、今まででも申し上げてきております。それで平成23年度の余剰金約15万円でございますが、これにつきましては、平成24年度の補助金の交付額から削減をいたしまして、交付をいたしておるところでございます。

宮嶋委員

その15万6千円でございますかね、この金額は例えば平成24年度の決算書の中でどこに出てくるんですか。

人権同和政策課長

予算委員会の折にも、ご説明を申し上げてきたところでございますけれども、繰越金につきましては、43万円ということでございますが、この43万円の中には補助対象外経費も含まれておりますことから、繰越金の中の補助対象経費につきましては15万6,447円ということになっておりますので、平成24年度の交付金から減額をいたしておるということでございます。

宮嶋委員

その補助対象外経費と補助対象になる経費というものはどこで見ればいいんですか。

人権同和政策課長

補助対象及び対象外という部分につきましては、この決算書の中には出てきておりません。

宮嶋委員

そこら辺が、補助金が適正に使われたのかどうか、余ったのかどうか、それがわかるような方法で決算書をつくっていただかないと、余剰金がいくらなのかというのは何か適当な数字じゃないかなという気がするんですが、いかがですか。

人権同和政策課長

補助対象と申しますのは基本的に、事業費ということで認識をいたしておりますが、この事業に係ります需用費関係につきましては、需用費のほうに予算組み等がなされております関係上、委員が言われますようにわかりにくいことになっておりますので、平成25年度の予算からその辺を市同研のほうにも指導いたしまして改善はいたしておるところでございます。

宮嶋委員

先日の部落解放同盟の補助金のときも同じような状況だったんです。それで、補助金の見直しが行われる中でね、本当に事業費、本当に市が行わなければならないようなことをきちんとやっていたらということと補助金が支給されるのであれば、この事業費については市の負担ですと、事業費のこの部分については市の負担ですとというのがきちんとわかるようにしていただかないと繰越金もわからないし、突然15万6千円という数字が補助金から差し引かれるだけで意味がわかりませんので、今年度からきちんとわかるようにと言われておりますので、ぜひその辺きちんとやっていたきたいということをお願いして、終わります。

委員長

次に、256ページ、264ページ、教育振興費、就学援助の状況について、宮嶋委員の質

疑を許します。

宮嶋委員

256ページと中学校のほうもありますので、264ページに教育振興費ということで就学援助のが出ております。資料の149ページに就学援助の実施状況というのをつけていただいております。こういう経済的に大変な状況の中で、子どもの就学の数、急激にはふえておりませんが、やっぱり徐々にふえているような状況が見てとれます。学校現場とかで子どもたちに接してある中で、この就学援助の状況についてどういうふうに考えておられるのか。また、周知とか家庭の貧困の状況の把握、こういうものをどういうふうにされているのか、お尋ねします。

学校教育課長

まず周知の方法といたしましては、毎年2月に学校を通じまして全児童生徒の保護者に対し就学援助制度についてのお知らせを配布し、新入学児童生徒の保護者につきましては入学説明会等において周知を図っております。また、学校において教員等が児童生徒の学校での日ごりの様子や家庭の経済状況等を十分に把握しながら、必要に応じて保護者に就学援助制度についてお知らせし、状況によっては申請を進めるといった対応をしております。

宮嶋委員

大変ご苦勞をされていることだと思います。親にとっては貧困というか、自分のところが経済的に大変だというのは子どもにも見せたくない、ましてや学校の先生とかには知られたくないというようなものもありますね、なかなかやっぱりつかみづらい部分もあると思いますので、ぜひきめ細かな対応をやっていただきたいというふうに思います。それと、この就学援助、いま21.8%の子どもが就学援助を受けているということで、2割以上の子どもたちがやっぱりそういう貧困の状況にあるということは、他の市町がどういう状況にあるのかわかりませんが、大変な状況じゃないかなと思います。これに加えて、生活保護家庭の子どもさんの数がプラスされるわけですね。これ就学援助の中には、生活保護は含まれておりませんよね。そういうことで、もっと多くの生活保護家庭の数を調べておけばよかったなと今になって後悔しているんですけど、きちんと数字も把握したいと思いますが、やはり多くの子どもたちがこういうどのくらいになるのかわかりませんが、3割とかもっと多いかもしれませんけれども、そういう子どもたちが貧困の状況にあるということで、教育以前の問題だと思っておりますけれども、その部分についてもぜひ心を砕いていただきたいことをお願いして終わります。

委員長

次に256ページ、教育振興費、外国語活動講師謝礼金について、平成23年度より5年生以上の児童に対する外国語教育必修化の取り組みについて、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

この平成23年度から5、6年生の英語が必須科目になったということで、いろんな学校の先生の反応も英語活動への指導に自信ないとかいろんな諸々があるわけですね。年35コマ週1回が必須というような形になっておるわけですけど、まず、本市においてこの小学校の外国語教育はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

学校教育課長

先ほど委員のほうも言われましたが、平成23年度小学校の学習指導要領の改定によりまして、小学校5、6年生の外国語活動が必須になり、週に1時間、年間で35時間の授業が行われるようになっております。

兼本委員

この必須になったにあたり、どのような取り組みがなされたのか、その点いかがでしょうか。

学校教育課長

平成19年度から平成22年度までの4年間、小学校外国語活動は英語に慣れ親しむ、外国の生活や文化を理解する、英語に対する興味・関心を持つ、外国人と積極的にコミュニケーションをとれるのを目的といたしまして、総合的な時間においてALTを派遣する事業を小学校3年から6年生を対象として導入をしております。教職員の外国語活動の基本的な進め方や児童のコミュニケーションのとらせ方など、教員の資質向上において一定の成果が上がったと考えましたので、平成23年度よりALT派遣事業を新規に小学校国際教育事業といたしまして継続し、教職員の指導力向上と外国語活動の指導、助言を目的として、教師の直接指導と授業における補助教員として外国人講師を派遣しております。さらには必要な教材等を購入し、外国語活動の時間の充実を図っております。また、総合的な学習の時間におきましてもそれぞれの学校の特色に合わせ、国際交流として外国人講師を派遣し、コミュニケーション活動もできるようにしております。

兼本委員

平成24年度の講師派遣についてはどのようになされたのか、お尋ねいたします。

学校教育課長

小学校22校、毎学期2回、1校につき最高6回までを限度といたしまして外国人講師を派遣し、教師への直接指導と授業における補助教員として外国語活動の充実を図ってきたところでございます。

兼本委員

今までの答弁を聞きますと、まず最初には教師のほうにこの英語活動に慣れていただくために教師のほうをまずやったということですね。それから今の。この決算書を見ますと、257ページの中で外国語活動講師謝礼金として17万6千円というのがあがっているわけですけど、この平成24年度のこの講師派遣については17万6千円、これだけが経費でしょうか。ほかに何かこれ以外に、経費として使ったやつがあるわけですかね。

学校教育課長

今おっしゃいました17万6千円につきましては、講師謝礼金となっております。そのほか、各小学校のほうに教材等を購入しております。

兼本委員

今、ご存知だろうと思えますけど、市長以下行政のほうとしても、きのう決算でもありましたように住宅購入資金とかいろんなものをしながら、何をまずやっているのかというのは飯塚市の定住人口をふやそうというのが大きな柱として、それに肉づけをしながら政策を立ててやっているわけですね。ここであんまり言うのもあれですけども、ご存じだろうと思えますけど、どうして飯塚に転勤になってきて子どもさんたちを連れて来ないで単独で来るのかというのは、もう何が原因かということは、ここで言わなくてももう十二分におわかりだと思います。平成23年から5、6年生が必須科目になったということで、まず、やっぱりそういうことになるとこういう新しいものからでも先に飯塚に行けばこの英会話が十分にできますよというようなものを、まず教育委員会としてもこの行政が何をやっているかということをよく理解していただいて、定住人口の促進のためには、教育長は何ポイント上げますよということで段々ポイントが上がってきているとは思いますが、しかし、やはりその新しいこういうふうな事業に着目して、そういうものでも1つずつ上げていって、飯塚の小学校に行きますと中学校ぐらいになると英会話はペラペラになりますよという、まあそこまでならないにしてもね、ある程度そういうふうな目鼻をつけていくと確かに飯塚のほうにもういっぺん帰ってこうかという保護者も私はあるんじゃないかなと思うんですよ。そのためにはね、やはりまず学校の先生に英語を教えるためにやれといっても、そういうふうな形で今までやってきた小学校の先生はいないと思うんですよ。だから、もう専門的な担任制を敷くとか何とかそういうふうな形は別と

して、それは今後考えらな、今度3年生からまたやるというふうな新聞報道もあっていますからね。そうなってくると、専門的な担任制も敷かないかんようになるのかもわかりませんが。いずれにしても、何をいま行政が、市長が柱にしてやりたいかということ、やっぱり教育のほうもよく把握して、そしていま何をやりたいかというのは定住人口をふやしていこうと。そのためにいるんな予算の無駄遣いはないかと言いながら、中心市街地活性化とか何とかいろいろやっているわけですよ。だから、そういうふうなことでね、この17万6千円ぐらいの金額、それから何か教材は与えたかもしれませんけど。だけどそういうふうな中で、何かちょっとピンと来ないなというところがあるんですね。だから、そういうことで行くならば、予算を要求して、どんどん予算を要求して、これはなぜ予算を要求するかと言えば定住人口の促進のために、小学校の5年生から英会話を教えると、特にまた7年後はオリンピックがあって、おもてなしの世界が来るわけですよ。そういうときに、いろんな形で英会話をしゃべれるような子どもを飯塚市から育てていくということは、これはよその自治体に対しても、非常にPR活動になるわけですね。父兄に対しても。そういうふうな気持ちで私は取り組んでいきたいと思うわけです。確かに小中一貫校等々が今どんどん進んでいきますから、学力の向上は、小学校の学力がだんだん上がってきているというのはわかりますよ。中学になったらちょっと下がるということも、これもどこが原因かということはいくわかっていくということです。今後上がってくるやろうと思えますけど、しかしそれにしても、やはり飯塚は特色のある何かをつくらうということではいま頑張っているわけですよ。市長も一所懸命頑張っている。その頑張っているところの何を頑張っているかということをやっぱり教育委員会のほうとしても掴んであげて、そしてそれを側面から応援するということが、私は行政が一体となった定住人口促進のための推進やろうと思うんです。私は17万6千円ぐらいのことで、年に35コマ、週1回、これはもちろん先生が教えているんだらうと思えますけど、ただ先生も、その小学校の担任になる先生たちがそんなことをやれるとなると、若い先生を5、6年生の担任にしないとだめだということになってくると思うんですけど。年寄りの先生に英語を教えると言ったって、私はもう無理だらうと思えますよ、はっきり言って。だからそういうふうな時代に、要請がなっているわけですから、そのところを考えると、この予算で私は十二分に、小学校5、6年生の英語は必須化になって、飯塚市はこれで十二分に、小学校5、6年生の必須化を十二分に教育やっているのかという、私は自信を持って課長が答弁できるのか、教育長が答弁できるのか知りませんが、ひとつ答弁してください。

教育長

激励、そして指摘ありがとうございます。現在まで実は小学校の英語活動への支援につきましては、先ほど学校教育課長のほうが答弁しましたように、他市町村に先行して実はALTを派遣してまいりました。4年間やる中で教員の力量は徐々に向上したんですが、反面、それらのALTの専門性に委ねて担任の教師は後ろで授業を見て、お手伝い側に回るというような弊害場面が、授業を実際に見ていく中でたくさん出てきましたので、じゃあ今度は教員を自立させるためにどうするかということで、先ほど質問者もおっしゃいましたとおり、教員への指導の指導、教員が子どもに指導することへの指導という形に切り替えました。これを2年間実施してきましたが、決算書にありますとおり、学校のほうはどうしても、やっぱりネイティブなイングリッシュを子どもたちに使う機会をもっとふやしてほしいということで、自分たちの指導は指導で受け入れるけれども、直接外国人と交流する機会を持ってほしいということで要望も上がりましたので、実は今年度その要望を受けまして九工大の留学生、そしてその家族の方々と学校を繋いで、この外国語学習の指導を実施しております。また、いま質問者おっしゃいましたとおり、今後このような活動は国際社会を生き抜く21世紀型の人間をつくることにも必要だと思えますので、施策等も今後検討しながら充実させていきたいと考えております。

兼本委員

ひとつそういう決意で臨んでいただいて、何を飯塚市が目指しているのかということ、やはり行政は行政、教育行政ですから、子どもさんたちのそういうふうな教育という立場にあるのですから、普通の一般行政とは若干異なりますけど、しかし飯塚市が何を狙っているかということをよくご理解していただいて、そして7年後のオリンピックのときには、ちょうどその5年生はちょうどいい歳になりますからね、飯塚市から飯塚の小学校を出た生徒たちがオリンピックで、ボランティアでどんどん活動しよりますというテレビ放映が出るぐらいの児童を育てていただきたいと、そうすると、そのころには飯塚市も大分よくなっていると思います。そういうことをひとつ希望しておりますので、頑張ってください。

委員長

次に、266ページ、学校整備費、飯塚第一・第三・菰田中学校統合事業費について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

備考で言うと267ページの中ごろ、飯塚第一・第三・菰田中学校統合事業費1億7,264万7,100円についてお伺いをいたしますが、ハード事業についての決算だと思いますが、この統廃合によって学校名に何らかの支障がないかどうか、お聞かせください。

教育総務課長

飯塚第一・第三・菰田中学校統合事業につきましては、平成26年4月より第一中学校へ統合するため、平成24年、25年に飯塚第一中学校増築等工事を実施しており、予定どおり本年12月末に竣工する予定でございますので、支障等はないというふうに考えております。

上野委員

第一中学校、非常にあの敷地が狭くて、運動場、体育館について、体育や運動、クラブ活動に支障はないかどうか、お伺いします。

学校教育課長

本年5月1日には610名の生徒数であります。来年統合により715名程度と、いま生徒数を予想しております。飯塚第一中学校のグラウンドにつきましては、生徒数に対し他の中学校と比べれば狭いという事実は確かにございますが、県の示す中学校設置基準はもちろんクリアしております。体育の授業等につきましては、クラスもふえますが、効率的な授業編成を行い、クラブ活動におきましては限られたスペースを協力し合って活用しているというふうに認識しております。

上野委員

運動スペース、県の基準をクリアされているとは言っても、飯塚市内の他の中学校と比べれば著しく差があるのじゃないのかなというふうには思っておりますが、飯塚市は現在学校選択制を採用していませんので、このエリアにおられる中学生は飯塚第一中学に行かなければならないということなので、将来的にはグラウンドの拡張なども考える必要があるのではないかと考えておりますが、そこら辺までお考えはあるのでしょうか。

教育総務課長

先ほど申しましたように、飯塚第一中学校につきましては、来年4月の統合を目指して現在増築工事等を行い、準備を進めているところでございまして、今のところ委員ご指摘の予定等はありませんが、今後、児童生徒の動向等を考慮し適切に対応する必要があるとは考えております。

上野委員

適切は何が適切なのか聞けというふうには言われておりますが、その対応はお願いしたいと思うんですが、実はやっぱり市内の保護者の方で飯塚第一中学校に子どもを通わせたいという

保護者の方が多いです。私ははじめ飯塚一中という昔からのブランドなのかなというふうに思っ
てはいたんですが、よくよく聞いてみると、飯塚一中、ここにあつて塾が近いので、朝送り
迎えをする保護者の方々がたくさんいるんですけど、他の中学校だったら、朝送って行って、
迎えに行って、塾まで送って行って、塾まで迎えに行く。飯塚一中だと朝送れば塾が終わる夜
にもう一度迎えに来るだけでいいというような理由もあるようなんですが、施設等の拡充等が
難しいということになれば、区域外からの就学の受け入れについて、飯塚一中では何らかの考
えを持たなければならぬのではないかなと思いますが、そこら辺お考えはありますか。

学校教育課長

入学等の手続きにつきましては、通学区域の弾力的な運用を行っておりますので、それ以外
につきましては考えておりません。

上野委員

施設のことも含めて、それは適切に対応ができるように考えていただきたいと思ひますし、
先ほど兼本委員からもありましたけれども、各学校の特色をつくるというか、飯塚市全体で英
語教育という話がありました。これが来年から中学校は10校になるんですか、10校全部す
べてということも難しいのであれば、特色を出して、各学校毎に取り組んでいただくというこ
とも必要があると思ひますが、最低限の施設、スペースと、他校に比べて著しい差がないよう
に配慮をしていただく。学校選択制を採用しないということであれば、飯塚一中の区域につ
いても、今後、本当に考えていただかなければならない時期が来るのではなからうかなというふ
うに思っていますので、そこら辺適切に対応できるようにお考えをまとめていただきたいとお
願ひいたします。

委員長

次に、274ページ、公民館費、公民館の運営について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

公民館につきましても資料のほうを出していただいております。資料が追加資料のほうの1
50ページ、こちらにサークルの設置基準のほうを出していただきました。まず公民館の目的、
まずそこをご案内いただけますか。

中央公民館長

公民館の目的につきましては、社会教育法で定められております。住民の生活の必要に応え、
教育、学術、文化の普及並びに向上に努め、もつて地域づくりと住民自治の確立や民主化の推
進に役立つことを目的としております。

江口委員

飯塚についても全く同じというふうな理解でよろしいですか。それともまた別な観点もあつ
てやっていることとかはございますか。

中央公民館長

社会教育法で定められました公民館に基づきまして、飯塚市公民館条例の運用の中で行って
おりますので、社会教育上の目的に沿うものです。

江口委員

社会教育法と全く同じ目的であるということですね。次に、サークルについて、こうやって
設置基準をつくつて運営しているわけですが、その目的とはどういったものになります。

中央公民館長

公民館サークル事業は地域住民の要求課題や必要課題に応じて、集団での自主的、持続的な
学習形態をとることで、参加者間の相互作用による学習効果を最大限に生み出していくことを
目的に実施しております。このようなサークルによる学習活動により、自らが身に付けたも
のを対外的に発表したり、教えたりする活動など、各人が地域社会教育上の役割を持つことに

よって連携し、そのことからまちづくりが進展することが期待できるものでございます。

江口委員

次に、施設の利用状況を次の152ページに出していただいているんですが、ばらつきがあるように見えます。やはり利用状況を見ても多いところもあれば、少ないところもあると思うんですが、その状況、どのようにお考えですか。

中央公民館長

地域の人口の割合にもよりますので、一概に平均での利用ということにはならないかというふうに思っていますけれども、地域による教育に、学習に対する意欲とか、そういったもので若干温度差があるようなこともこの数値の中で傾向としてあるのではないかというふうな分析をしております。

江口委員

では、この利用者の方々を詳細に分析したことはございますか。どのエリアのこういった方々が利用していただいている。年に何回利用していただける方々がこのぐらいとか。全く利用していただけていない方がどのぐらいとか、そういったのは分析等ございますか。

中央公民館長

細かく利用状況の追跡については行っておりませんが、利用者数の年間総数、中央を含めまして13館で43万5,700人という利用が平成24年度実績として出ておりますけれども、先ほど出ておりましたサークルによります利用が、このうち14万1千人ということで、約3割の利用がっております。そういった関係で地域住民の方々が継続的にグループで活用するという利用が、利用としては結構率としてはあるんじゃないかというふうな思いであります。

江口委員

ということは、詳細な分析はしていないということによろしいんですね。なぜ、この話をするかということ公民館、何のためにやっているというお話を、そしてまたサークルも同じように社会教育の延長でやっている。延長というか、社会教育そのものとしてやっているというお話がございました。であるならば、ある意味、社会教育が住民の一部の方々に偏るべきではなくて、きちんと行き届くべきだと思うんです。ところが、現実には偏っていると思っています。公民館の利用者、こういった方々が主ですか。

中央公民館長

学習者の年齢層によりますとサークル一つを取り上げても60代、70代の方がより多く利用がっているような状況でございます。

江口委員

男性・女性で言うとうどうでしょう。

中央公民館長

男性・女性の比率につきましても、女性のほうが男性よりも約5倍ほどの利用がある状況でございます。

江口委員

そこは数字があるんですね。やはり、もう少しきちんとターゲットを絞って、抜けているところ、利用していただけていないところに対しては、ここの方々に利用していただくために、こういったプログラムを提供するかということが必要になってくると思うんです。このサークルなんですけれど、あくまでもこれは自主的なサークルですよ。公民館のほうで地域の方々にこういったプログラムは必要なので、というふうな形で用意したサークルではないですよ。

中央公民館長

サークルに係ります公民館との関係はあくまでもグループ、集団によります学習支援というふうな形での関わりかと思っておりますけれども、その前段といたしまして公民館の講座や教室

等で学習機会の提供を行いまして、その機会を通じまして数人のグループの人たちが持続的に、継続的に学習をするというふうなところへつながっていくような取り組みも行ってありますので、自主的、全く自主的ということではありませんで、公民館との関わりは、そのような関わりが保たれているところでございます。

江口委員

であるならば、ある意味抜けているところに対して、きちんと講座を打って行って、それでサークルが育つようにするわけでしょ。それがきちんとやれていたら、この偏りというのは高年齢であること、それと女性が主であること、この偏りは是正されていくと思うんですけど、その作業は十分でしょうか。

中央公民館長

公民館が行います学習の対象と言いますか、中身と言いますか、そういったものを大きく分けまして2つの課題を定めて学習を展開しています。1つが必要課題ということで、これは社会の変動等、それから年齢に応じます、どうしても学習しなければならない学習課題、それから要求課題ということで本人が希望する学習ということで、そのような2つの課題を住民のニーズを踏まえながら、講座、教室をやっているところでございますが、なかなか仕事を持たれているような世代の方等は、参加をしにくいというふうな状況もございまして、また第一線を退かれました年齢層におきましては、そのような時代の変化等に応えるような学習活動というのが非常にニーズとして強くございまして、そういった偏りが現状としてございます。

江口委員

現実には、やはり来ていただいている方々に対して、少しずつ改善をしようという程度に留まっているのかなと思っているんです。例えば、この時代になって社会人としての教育を提供するという部分に関しては、ほとんどと言ってないんだと思うんです。公民館として。そういった分をきちんとやっていかななくてはならないと思っています。他方ではサークルのあり方自体もどんどんどんどん変わってきています。そうすると、このサークルの設置基準等についても見直しが必要だと思うんですが、この資料を見る限りでは平成20年4月1日から適用しますとございます。これ以降、中についてこういった点が問題となっているので見直しをかけようかなとかいう議論とか、そういった施策のあり方についての議論は平成20年以降なされてきたんでしょうか。

中央公民館長

サークル設置基準の中で、特に在籍の年数を原則3年というふうなこと。それから10人以上でのグループというふうなことの規定をさせていただいておりますが、現状3年以上の在籍をされておりますサークル生が現在でも65%おられます。そういったことで、一つのサークルに、定員に余裕がある場合などについては、3年以上についても在籍を現在認めておりますけども、そちらのほうがどちらかと言いますと比率的に多いことから、この3年についてはもう少し年数を延ばすべきではないかなというふうな検討もいたしたことがございます。それから10人以上ということにつきましても、発足当初は10人以上おられても途中で退会等されて10人以下となったようなサークルもございまして、そのサークルについては随時サークル生を募集しながら10人以上にしていこうというふうな取り組みをしておりますけど、この人数についてももう少し検討するべきじゃないかというふうな協議は平成20年以降行ったことがございます。

江口委員

そういった分に関しても加速してやっていかないと、時代の要求には応えられないと思っています。また、以前ご相談させていただいた分では、施設の使い方の部分ですね。第3条の1号にサークルの使用回数は原則として週1回で月4回を限度、1回は2時間以内とするという

ふうな形があるんですが、あるサークルではものを出したり入れたりするのがあって、2時間ではとてもちょっと、それでは足りない。このやり方だと週1回、月4回の2時間だと合計すると8時間ですよね、上限としては。そのサークルとしては、例えば、これを4時間の2回、2週に一遍4時間でやれないだろうかというお話をさせていただきました。これはちょっと公民館との意思疎通がうまくいかなかったかどうか分からないんですが、その当時ではそれがうまくできなかった。こういったところに関しても、例えば、上限として8時間なら8時間と決めて、その割り振りに関してはおおよそサークルのほうにお任せをするといったこと等も考えないと、学習の形によっては全然違うわけですよ。そういった点についても改善を求めたいと思います。あと併せてこういった公民館の活動の目的の部分、社会教育というお話がございましたけれど、それだけでやっていくべきなのかどうか。こちらのほうは原則3年間に関しては、延ばす話がありましたけれど、それだけではなくて、やはり今、高齢化されてきて、健康が不安になってこられている方々がたくさんおられる。そういった方々に何とか家から出てきていただいて、何かをしていただくことは重要になってくると思います。そうすると健康を維持するという部分からも、この公民館というのはやれるところはいっぱいあるんだと思うんです。そういった面を含めてやっていただきたいと思っています。そして、そのことに関しては、この公民館が中央公民館と地区公民館、この152ページにある、これ12館でしたかね、だけではなくて、それぞれの地域には自治公民館があるわけですよ。ですよね。自治公民館とどうやってうまく連携をして、そこで講座等々を広げていくか。そういったことを考えていただく必要があるかと思うんですが、それについて今までは取り組みをやってきているのかどうか。まずそこをお聞かせいただけますか。で、また、それとその必要性についてどのようにお考えなのか。

中央公民館長

自治公民館での学習活動ということでございますが、現在、飯塚市民学びネットワーク事業と言いまして、通称 e-マナビ事業という事業を展開しております。これは5人以上の学習者がそろいましたら、指導者のバンクを設けておりまして、その指導者の中から要望される学習の指導者を派遣いたしますよと。そういった事業を展開しております。これは学習者からの参加費でもって運営しておりますので、市の予算上の支出は全くございません。そういった意味で予算決算の中で事業として見えてこない事業でございますけども、すでに市のホームページ等では事業の案内をしておりますけども、この e-マナビ塾につきましては、どこでも、いつでもというふうなキャッチフレーズでやっています。したがいまして、自治公民館でもこの学習ができるよというふうなことでいま現在事業を展開しておりますけど、事実、幾つかの自治会で5人以上集まられまして、学習活動を現在続けておられるというような実態が事業として展開しております。それから健康で生き生きというふうな取り組みの中では、当然、学習し続けること自体が人間らしく生活するということの解釈ができますので、そういった意味での学習しつづけることへの支援ということでも公民館として、今後さらなる充実を図っていきたいと考えております。

江口委員

ぜひ、そういった取り組みやっておられるのだったら、より多くの方に知っていただく広報というのをしっかりやっていただきたいと思います。話はまるっきり変わるんですが、公民館の利用に際してなんです。公民館の利用に際して、会場を使いますよね。そして、帰るときにどうやって帰ろうかというとき、よく迷うんです。この会場は使った形、そのままよかったです。いや、この会場は学校形式に戻さなくてはいけなかったんだ。迷うことがよくあるんです。壁を見てもどこにもない。書いてあるところもあるし、書いてないところもある。これを統一する必要があると思うし、その統一するときに、もう使ったらそのまま帰って

ださい。次の方が、自分たちが使いやすいようにしますというふうな形にさせていただくほうが、これからやりやすいと思うんですが、まず統一されていないことの確認とそれをやっていただけますか。

委員長

江口委員、すみません。決算審査以外に及んでいるように、私は思います。ちょっと範囲内で質疑をしていただかないと時間もいりますので。もうその点だけでいいですか。

中央公民館長

いま現在各館の各部屋を使っていたら、その後の机、椅子の並び方とか収納の仕方とかいうことでございますけども、各館によって各部屋に、終わった後はこの状態に机、椅子を戻して退室をお願いしますということで行っている公民館もございますし、もう使ったままで退室という公民館もございます。これはぜひ統一をしていきたいと思っています。と言うのが、片付け等を自主的にしていただきますと、机、椅子の扱いが少し乱暴なところがありまして、傷みが出てくるとか、そういうことが状況としてございますので、きちんとどのような形で退室をするのかというのを統一していきたいと思っています。それとあわせて、そういった机、椅子の傷みの心配等を考慮する中では、使ったままの状態退室されるのが、一番机、椅子の傷みが少ないかなと思っておりますので、可能な限りそのような形で統一をしていきたいというふうに考えています。

委員長

次に、284ページ、保健体育総務費、全国大会等出場報奨事業について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

285ページに備考はあります。全国大会等出場報奨金56万円についてお伺いをいたします。この事業の内容は把握しているつもりですが、対象者及び対象となる大会はどのようなものになるか、お知らせください。

健康・スポーツ課長

全国大会等出場報奨事業でございますが、本市における市民の文化またはスポーツ活動を奨励助長し、その水準の向上及び振興を図るため全国規模の大会に出場する個人または団体に対し予算の範囲内で報償金を交付する事業でございます。対象者でございますが、団体にとっては市内に活動拠点を有する団体ございまして、または個人にありましては市内に居住し、または通勤もしくは通学をしているものを対象としております。対象となる大会でございますが、全国規模の大会またはこれに準ずる大会でありまして、県大会、九州大会等の予選を経て全国大会に出場が決定したもの、または団体もしくはその競技団体等により選考され全国大会に出場が決定したもの、または団体に交付することとしております。

上野委員

平成24年度ロンドンパラリンピックに出場された洞ノ上選手の壮行会、これは単独で行われたというふうに聞いておりますが、また他の全国大会に出場された関係者の方々には、その都度、市長に時間をとっていただいて表敬訪問をさせていただいております。市民の方々も喜んでおられて大変ありがたいというふうに思っておりますが、私、以前にもちょっとご提案さしあげたかなと思うんですが、この事業の対象となる皆さんを1年に1回、一堂に集まっていたりするような機会を設けられれば、お互いにたたえ合い、またそれからの切磋琢磨、また友情を深めるような事業になるのではないかというふうにお聞きをしたことがあったと思うんですが、そのようなことはお考えになったのでしょうか、お伺いします。

健康・スポーツ課長

報奨金の支出だけではなく、質問者が言われますように全国大会に出場する選手または全国

大会で優秀な成績を残した選手におかれましては、市長から直接、激励の言葉をかけていただくため、関係者による市長表敬を行っております。毎年、多くの児童、学生、社会人が市長表敬においでになっておりますが、今年度はその中でも壮行会ということではございませんが、単独での市長表敬ではなく夏季大会出場報告会と、全国大会出場報告会と称しまして、全国ソフトバレーファミリーフェスティバル、これは小学生とその保護者が出場しておりましたが、その子どもたちや家族、それから高校総体、インターハイに出場した高校生等を約20名程度集めまして市長表敬を行っております。これにより飯塚市民の多くが市長から直接、激励の言葉をかけていただく機会がくれたのではないかと考えております。質問者のご提案のように、1年間に活躍した選手の皆さんを一堂に集めるとなりますと本大会から時間的にかなり経過した後ということになる上、対象選手全員の参加が困難ではと考えられますこと、また選手一人一人に市長から声をかけていただく機会が多く確保できないのではないかとというような課題が考えられることから、今後におきましても必要に応じて複数の選手合同による市長表敬を行うなど、工夫をしてみたいと考えております。

上野委員

例えば1年に1回、頑張った飯塚市民をたたえる日とかいうのを設定されて、毎年この日はそうだよというようなことを設定されれば、市長も1日だけ時間をつくっていただければいいのではないのかなというふうにも思いますし、例えば子どもたちがその時点で活躍した仲間と、それから先も友情をはぐくんでいくということは非常にすばらしいことだと思います。お互いを刺激し合ってさらに努力を続けられるのではないかと思います。現在、身近では、日本シリーズに出場した楽天の辛島投手は飯塚高校の出身ですし、世界的にも、いまロシアで行われているU-17のサッカー第1戦の決勝ゴールを決めた瓜生昂勢選手は、横田の飯塚第一中学校出身です。高校は福岡のほうの高校に通われていますけれども、もしも彼らが飯塚にいるときに子どもたちや社会人、学生の方々と一堂に会するような機会があって、友情をはぐくんでいければ、もっと身近に感じられて、飯塚でも盛り上がりがあるのではないかなというふうに思います。ぜひそのような機会を、設定していただけるように考えていただきたいというふうに思いますし、またすぐできることで、ご提案申し上げれば、彼らが活躍した写真の展示スペースを、例えば1階ロビーに、穂波支所にはあるんですかね、他の支所、本庁にも設けていただいて、写真をご紹介するというようなこともあわせて考えていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

252ページの人権同和教育費のところ、人権同和教育推進費、もう1項目質問をお願いします。解放子ども会講師謝礼金についてですが、この解放子ども会の実施状況、平成24年度の実施状況をお願いします。

人権同和政策課長

平成24年度の実施状況ということでございますが、旧飯塚地区におきましては6カ所でおおむね週1回、1回が1時間半程度行っております。穂波地区におきましては5カ所、毎週1回、これも90分程度、庄内地区におきましては1カ所、毎週1回、これも90分程度で行っております。筑穂地区におきましては5カ所、毎週1回、これも90分程度で行っております。合計が17学級で、延べ1,875名ということになっております。

宮嶋委員

延べ人数が1,875人ということで、追加資料の145ページのほうに参加人数の推移を載せていただいておりますが、平成22年度が4,673人、平成23年度が半分ですかね、2,2

41人、今年度また1,875人ということで大きく人数が減ってきております。これに参加している子ども、実人数ではどのようになっているのか、小学生、中学生分けてお願いします。

人権同和政策課長

平成24年度につきましては、実数、子どもの実数でございますが、小学生が78名、中学生が23名、合計で101名でございます。

宮嶋委員

101名の子どもたちに対して、解放子ども会講師謝礼金というのが278万円出ております。これの内訳をお願いします。

人権同和政策課長

講師謝礼金278万円の内訳といたしましては、回数的には423回開催をいたしております。延べ参加数が1,875名でございますが、1回につき3千円の謝礼金を払っておるところでございます。それで1回に先生が3名参加される場合が80回ございました。2名参加の場合が343回ございました。合計が926名になりますので、それに3千円をかけた分が277万8千円、それと外部講師を1回招へいいたしております。これに5千円をプラスいたしました278万3千円ということでございます。

宮嶋委員

子どもが1,875人、延べ人数ですね。その中で推進員の先生は、回数にしますと926名ということで、子ども2人に先生が1人と、平均しますとね。そういう会合が、子ども会が行われているということです。解放子ども会講師謝礼金というのは、いま言われましたように278万3千円ということですが、これ以外に解放子ども会を運営していくための関連経費がほかにあるのか、いくらになるのか、教えてください。

人権同和政策課長

解放子ども会の関連経費ということでございますが、この278万円の講師謝礼金のほかに消耗品等の需用費関係が約51万円、交流会や合宿研修会を実施するためのバスの借り上げ料などが約20万円、あせまして約349万円となっております。このうち約131万円が県費補助でいただいております。

宮嶋委員

総額で349万円、そのうちの131万円が県費補助だということになりますと、一般財源からこの101名の子どもたちに対して218万円というお金が支出されているというふうなことになります。解放子ども会以外の一般の地域の子ども会には大体1人当たり100円という補助金だというふうに前回聞いておりますが、この関連経費を割り戻せばいいんでしょうけど、1人当たり一般の子ども会は100円ですが、解放子ども会の場合は1人当たりいくらの経費になるのでしょうか。

人権同和政策課長

先ほども申し上げましたが、関連経費を含めまして349万円使っておりますので、単純に割り戻しますと、1人34,000円ぐらいになります。

宮嶋委員

1人100円の補助金で地域の子ども会がどんな活動ができるのかなというふうには思いません。それぞれに廃品回収だとかバザーだとか工夫されて、地域の子ども会もなかなか子どもたちが集まらない中で苦労してやられておりますが、それにひきかえ解放子ども会1人当たり34,000円というような金額を聞いて、これは本当に不公平だというふうにはお考えになりませんか。

人権同和政策課長

一般の子ども会と解放子ども会、これの1人当たりの補助金ということに比較をいたします

と、その差はございますけれども、解放子ども会につきましては人権教育推進法に基づきまして、行っておるところでございます、県費補助もいただいておりますので、解放子ども会事業につきましては継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

宮嶋委員

県費補助もあるということですが、県費補助を131万円いただいたおかげで飯塚市の財政から218万円いるわけですね。これをやっぱり一般子ども会と一緒にしてやるべきだというふうに思います。人権教育とか啓発とかこういうものは、ある特定の子どもたちだけを集めて差別はだめだよという教育をしても、社会全体がそういう思いにならないと解決しないことなんです。本当にこれは逆効果になっている部分がある、大いにあると思うし、これだけの経費をかけるだけの効果は、必要性はないんじゃないかなと思います。今後ぜひこれを廃止の方向に向かって頑張ってくださいと思いますが、いかがでしょうか。

人権同和政策課長

解放子ども会につきましては先ほども申し上げましたとおり、法律に基づきまして行っている事業でございますので、人権同和政策課の問題が解決するまでは、継続していく必要があるかというふうに考えております。

宮嶋委員

人権同和政策課の問題が解決するというのは、どういう状態を指して言うんですかね。

人権同和政策課長

さまざまな人権差別がございますが、そういう差別が解消をするということで認識をいたしております。

宮嶋委員

堂々めぐりになりますけれども、

(発言取り消し)

だから、一緒に考えるということでの教育というのはもちろん必要だと思います。でも、特定の子どもたちだけを集めてこういうやり方をやっていくということは、本当に問題点が多いと思いますので、多くのこういう事実を1人当たり34,000円も使っているというようなこういう事実もきちんと皆さんに認識していただいて、この解放子ども会どうやっていくのかという話し合いをその地域の人たちだけじゃない、全体の人権問題を考える中で、ぜひ論議をしていっていただきたいということを要望して、終わります。

委員長

いいですか。(発言取り消し)

宮嶋委員

(発言取り消し) 取り消させていただきます。

委員長お願いいたします。(発言取り消し)

委員長

(発言取り消し)

宮嶋委員

じゃあ、取り消させていただきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

上野委員

解放子ども会ですけど、ここに参加をするという、参加をさせるという保護者の方と、参加を実際するという子どもたちにも勇気がいるんですよ。今おっしゃったように、差別はいろんな差別があるんですけど、やっぱり命にかかわる問題にもなってくると思うので、私はできる限り、これはいろんな形で広めていくべきだと思っているんですが、特に対象者が限られている差別事象に関しては、できる限りこれは行政として手を差し伸べていくべきだというふうに思いますし、これをもしなくしたり縮小したりするようなことがあれば、それはそれでその対象となっている方々に対してきちんとした説明、理解、納得が必要だというふうに私は思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

江口委員

266ページ、学校整備費の飯塚第1、第3中学、それと菰田中学校統合事業費についてお聞きいたします。昨年の中で、給食調理室が、工事が進みました。そこにあったものがなくなりました。その部分に対してはどのような手当てをしようということで、対策を講じようということであいった形になったのか。ご説明いただけますか。

委員長

再度江口委員お願いいたします。

江口委員

給食調理場を建てたことでプールなくなったんですね。学校施設の中で大切だということで、各学校に整備しているプールがなくなったんだけど、この部分は何らかの対策を考えているからそうなったと思うんですが、それについてはどのような考えだったのかお聞かせいただけますか。

教育総務課長

一中のプールの件に関しましては、いま委員ご指摘のとおり平成24年度に廃止といいますが、取り壊しを行いまして、給食施設のほうになっております。それで、プールにつきましては先ほど学校の施設、適宜対応しますという答弁をさせていただきましたが、学校施設以外の施設の活用ということで、一中につきましては来年度につきましては、市内の市営プールまたは県営プールの活用をして授業等に対応したいというふうに考えております。

江口委員

今年は菰田中学校のプールでしたよね。これから先、市民プールないし県営のプールを利用してという話もありましたけど、すぐ近くのもう1つプールありますね。そういったこともあわせて考えるべきだと思いますし、移動時間等も考えたら、逆に整備をするというのもひとつかもしれません。十分な検討を求めます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第10款 教育費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:39

再 開 11:46

それでは再開いたします。

次に、第11款 公債費、第12款 予備費及び13款 災害復旧費、286ページから290ページまでの質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、第 1 1 款 公債費 第 1 2 款 予備費及び第 1 3 款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。第 1 款 市税から第 1 0 款 地方特例交付金、9 4 ページから 9 6 ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています 9 4 ページに市税、滞納状況と特徴について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

9 4 ページの市税についてです。平成 2 4 年度の市税の収納状況、資料 1 ページからですかね、出していただいておりますが、この状況、なかなか景気低迷の中で市税が増えてこないという状況にあると思いますが、どのように財政担当課として見ておられるのか認識をお願いいたします。

納税課長

現政権において、いろんな施策が打ち出されておりますが、大都市や大企業にはその効果が見られるものもあるように感じております。しかし、急激な円安による物価上昇の影響等もあり、地域経済としては依然として厳しい状況にあるのではないかとこのように認識しております。

宮嶋委員

今の状況の中で年金は減らされる、生活保護も引き下げられるという状況の中で、生活保護の方は税金関係ないかもしれませんが、いろいろな...

委員長

ちょっと慎重に質問してください。(発言する者あり)だから、それがあってもそれを公式の場でそういうのを...ちゃんとやってください。

宮嶋委員

適時処理してください。そういう中で大変厳しい状況にあると認識されているということですが、この間の市税の滞納額、推移、その点について説明をお願いします。

納税課長

市税における滞納額の推移でございますが、資料の 1 ページの上段の方に市税収入未済額等の状況における収入済額の、そこに書いております年度ごとの一番右端になります収入未済額が滞納額のことになります。この表からいきますと、平成 2 2 年度が約 1 0 億 3,5 0 0 万円、平成 2 3 年度が約 1 0 億 6,2 0 0 万円、平成 2 4 年度が約 1 0 億 4,5 0 0 万円とここ数年横ばいの状態が続いております。

宮嶋委員

では、この近年の滞納状況から、本市としてどのような特徴があるのかということをお答え願います。

納税課長

年度ごとの市税全体の調定額は平成 1 9 年以降、平成 2 3 年度を除きまして減少傾向にあります。しかし、滞納額は先ほど言いましたが 1 0 億円ちょっとということからずっと減少はしていません。このことから厳しい経済情勢が地域経済にも影響を与え、市税全体の調定額が減少しているものと考えております。そのことが市民生活にも影響を与え、現年度分については、どうにか納付できている方もおられますが、過年度分については、そこまで納付ができていないのが大きな要因で、そのまま滞納繰越額が同じ額で推移しているのではないかとこのように分析しております。

宮嶋委員

現年度分でもなかなか納められない中で、過去の滞納分まではなかなか払えないというような状況ですね。差押えについても滞納するというということで差押えが行われておりますが、この資料で3ページに市税の差押え状況というのを出示していただいておりますが、ちょっとこの表がものすごくわかりにくくて、最終的には差押えによる納入額っていうのは一番右側にある金額で、今年度、平成24年度にいきますと5,689万2千円、これが実際の差押え金額ですよ。この左の方に書いてある数字がずいぶん大きいんですが、この辺の説明をお願いいたします。

納税課長

ご説明します。この表下段の方になるんですけど、一番右側に合計欄があるんですが、これが年間に差押えた件数でございます。その横の滞納額、これは差押えた物件等の、差押えた件数にかかる滞納額、その横に、右側ですけど、差押えによる納入額は差押えた金額の中で、実際に換価できたお金が5,889万2千円、ここで言えば、10億1,600万円近く差押えて換価できたお金が5,680万円というような金額になっております。

宮嶋委員

ということは、これ滞納額って書いてありますので、滞納額はわかります。この滞納額、合計した分がいわゆるこの年度の滞納額、総合計ということになるわけですかね。

納税課長

いえ違います。実際の滞納額と差押えた滞納額とは違います。滞納額の中で、差押えた額の内数になります。

宮嶋委員

では例えば、預貯金を100万円差押えたと、その中から50,000円払っていただいたからこの納入額が50,000円になったということですかね。

納税課長

はい、そういうことです。滞納者がおられて、滞納額がただ今言われたように100万円あって、差押えをしたんですが、実際に換価できたお金が今言ったように50,000円だったら50,000円というふうに内数になりますので。

宮嶋委員

私はですね、どこからこの差押えてお金が入金されたのかというのがわからないなというふうにこの表を見て思ったんです。だから、これはこれなんか意味があるのかちょっとこの表がちょっとよく意味がわからないんですが、今後例えば、平成24年度の差押え金額のうちの内訳が何を差押えたところから出てきたお金なのかとこういうことがわかるように今後の要望として、お願いして終わります。

委員長

続きまして、同じく94ページ市税、不納欠損額の状況について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

94ページの不納欠損額の状況についてですが、不納欠損を行う、どういう手順で行われるのかというのをお尋ねします。

納税課長

まず不納欠損の処理の考え方ですが、これにつきましては、既に調定されている歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取り扱いのことを言います。不納欠損処理が必要な場合とはどういうことかということですけど、まず債権が存在するが、法律上または事実上の理由により徴収が不能もしくは著しく困難であると認められる場合に不納欠損を行います。税の場合で言えば、時効による消滅というのが1つ、それから執行停止、滞納処分の停止を行う場

合、それと執行停止後即処分するという3つの方法によって不能欠損を行っております。

宮嶋委員

時効が5年ということで、時効が成立すれば不納欠損になるということですがけれども、5年経ってもどういったことか、きちっと対応されれば、この時効が延びるということはあるんでしょうか。

納税課長

時効による消滅というのは、5年間時効中断の措置をとらなかった場合で実質納税課の方としては時効にならないような手立て、差押えとか、納付誓約書を入れてもらうとか、そういうことによって時効を防ぐように行っております。

宮嶋委員

ということをご本人と相談して少しずつ入れていただくというような分納相談とか、そういうものを行えば、この時効は延びるということですね。それでもなおかつ、これだけの不納欠損が出てきているという理解でよろしいですか。

納税課長

先ほど言いました不納欠損の中で執行停止、滞納処分の停止というのがございます。これにつきましては、滞納処分をする財産がないときとか、滞納処分をすることによって、その生活が著しく逼迫するおそれがあるとか、滞納者の方々の所在とか、処分する財産を発見できないような場合については、執行停止をして、その状況が3年続いた場合には不納欠損に持つていくということで、これについては納税課においては、鋭意財産調査を行った上で、この執行停止を行っておりますので、それが3年後不納欠損となる場合がこの数字に上がってきているというふうに考えております。

委員長

次に、94ページ、市税、固定資産への課税について、上野委員に質疑を許します。

上野委員

94ページの市税、固定資産税の課税についてお伺いします。まず、固定資産税の課税対象となる家屋は一体どういったものなのか、またその家屋を課税台帳から抹消するというときはどういった場合なのか教えてください。

課税課長

まず、1点目の課税対象となる家屋はどういったものかということにつきましては、固定資産税の課税対象となる家屋は不動産登記法で言います家屋と同様に屋根や壁を備えているのか、これが外気遮断性、そして地面に定着しているかということで土地定着性、その建造物が目的とする用途に供しうるものかどうかという用途性といった3つの要件をみたまものとされております。課税台帳からの抹消ということのご質問でございますが、所有者から家屋滅失届が提出された場合、また法務局からの家屋取壊しの登記異動通知書の送付があった場合に、現地調査を行い、家屋がないことの確認をした上で、家屋台帳から抹消し、課税の対象から除外しております。また、職員が市内を巡回するときに家屋が解体され、更地になっていることを確認した場合も、家屋台帳から抹消し、課税対象から除外しております。

上野委員

住宅の敷地については、税額が軽減される特例があるということですが、それはどういったものですか。

課税課長

小規模住宅特例のことと思いますけれども、地方税法の第349条の3の2に規定されております住宅用地に対する固定資産税の課税標準を軽減する措置でございます。ちなみに、住宅の敷地となる土地につきましては、200平米までは税額を算出するためのものとなる課税標

準額を6分の1、また200平米を超える部分につきましては、3分の1とするものでございます。これは住宅がなくなることによりまして、家屋の税額は、課税はなくなりますけれども、土地の税額がもとの宅地としての課税になりますので、増額するという形になります。

上野委員

つまり200平米まで、約60坪ちょっとかな、これに関しては住宅が建っていれば、土地について税額が6分の1になるけれども、家がなくなったら6倍になるという理解でよろしいようですね。では、空き家になっても、それは住宅とみなして、今ご紹介があった住宅用地の課税標準額の特例を適用されるのでしょうか。

課税課長

課税のために私どもが現地調査を行った際に、住宅かどうか、小規模住宅かどうかというような判断を行います。そういうことで空き家になったからといって住宅の要件を備えている場合につきましては、その部分は従来どおり小規模住宅の特例をいれるようにしております。

上野委員

ただの空き家ではなくて、居住の用に供さないとされる家屋については、もう家屋については課税をしなくてその土地について住宅用地の特例を解除する、こういうことをやれば、先ほど答弁された6分の1の適用がなくなって、固定資産税の増収を図れるのではないかと思います、いかがでしょうか。

課税課長

ご質問のことで、増収を図れるのではないかとということでございます。今、申されました対象となる住宅がどの程度あるのかというのは、正確な調査をしておりませんので、現在把握しておりませんが、約100件程度そういう住宅があるのではないかとこのように思っております。しかしながら、居住の用に供しているか否かの判断も所有者の考え方もあると思いますので、その点につきまして全市的な、公平な判断基準を持って行う必要があるというふうに考えております。今後、今検討の途中でございますけれども、他市の状況等を参考にしながらこの取り扱いについて慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

上野委員

積極的に検討してください。明らかに、10人中8人、9人がみてこの家は住めないだろうというような家も見かけられます。ただ、所有者の方は壊すと税金が6倍になるので壊さない。できれば台風が来て飛ばしてくれればいいなぐらいの考えを持っている方もいらっしゃるようです。ぜひ、そこら辺迷惑をするのは周りに住んでいらっしゃる方なので、ぜひ市として先般空き家条例を制定されましたけれども、あれだと随分弱い、強制力がありませんので、ぜひ課税の方からもそういった促せるような施策をとっていただきたいというふうに、積極的にご検討をお願いして、この質問は終わります。

委員長

次に、同じく94ページ、市税、滞納に係る差押えの原則について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

同じく94ページ、市税について、滞納に係る差押えの原則ですが、法律で規定があると思うんですが、どのようになっておるのかお知らせください。

納税課長

差押えをするまでの規定でございますが、税金が納期までに払われない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。その後、10日経っても税金が完納されないときには、滞納者の財産を差押えしなければならないとなっております。これは、納期限までに納められた方との公平性を保つため、また、市の租税債権を保全するために、国税徴収法や地方税法の規定に基

づき行うようになっております。

上野委員

法律で督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しないときは、滞納者の財産を差押えなければならないというふうに規定をされているんですが、飯塚市の納税課はそのようにされておられるんですか。

納税課長

納税課では督促状を出してすぐに差押えをするようなことは行っておりません。数回の催告書を送付し、納税相談等に来られた方にはその方の資力にあった納付方法などを協議し、あくまでも自主的に納付していただけるように指導を行っております。ただ、督促状や数回の催告書に対しても何ら連絡をされてこない方とか、また滞納者に多額の財産や収入があるにも関わらず、少しずつしか納めていただけない方については、差押えによる処分徴収を行っております。

上野委員

法の規定は、納期限内までに納められた方との公平性を保つためにこういう規定があるんですよね。今言われたように相談等に来られた方はまだ善意がある方ですよ。基本、法律に則って皆さん方は徴収業務をやらなければならないというふうに思うんですが、今後この地方税法かな、国税徴収法に則った形で、ルールどおりに業務を行っていただきたいというふうにお願いをしたいんですが、所管の部長にご答弁を求めます。

財務部長

現在の取り扱いに関しましては、今納税課長が申しましたような悪質な滞納者の方に対しての差押えということの処理をしています。委員のご提案に関しまして、公平公正な事務を取り行う意味で、検討してまいりたいというふうに思います。

上野委員

これは法律に書いてあって、確かに罰則等はありませんけれども、やっぱり法律に則って公務員の皆さん方は、行動すべきだというふうにご指摘を申し上げておきますのでよろしく願いします。

委員長

答弁よろしいですか。次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第1款 市税から第10款 地方特例交付金までの質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 12:09

再 開 13:10

委員会を再開いたします。

次に、「第11款 地方交付税」から「第14款 使用料及び手数料」、96ページから102ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています98ページ民生費負担金、保育(保育料、入所基準)について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

民生費負担金、保育料等に関してお聞きいたします。まず、資料のほうを出していただいております。資料が5ページのほうになります。この保育料については、第1子については全額いただくんだけど、第2子については半額、第3子については無料というふうな取り扱いになっておりますが、ただこの半額になる第2子並びに無料になる第3子に関しては、同じ時期

にというか、同時に保育園に入所していることが必要というふうな形だったかと思いますが、その点まず確認からさせていただきます。

子育て支援課長

はい、いま質問者のとおり、現在、園に在園している兄弟児というのが対象になってまいります。

江口委員

それもひとつ政策だと思うんですけど、他方で考えるときに、1歳、3歳、5歳と3人おられましたと。3歳は半額だと。1歳は無料ですよ。1年経ちましたと。2歳、4歳、6歳になったと。ここまで一緒だったと。ところが、もう1年経ったら小学校に入りましたと。3歳、5歳、7歳で小学校になりますよね。とすると、この方々に関しては本来、第1子に関しては小学校になったのでノーカウントで、第2子が第1子扱いとして、そして第3子が第2子扱いとしてなるわけですよ。ただ、この扱いで本当にいいのかなと考えたときに、この第2子、第3子、本来の第2子、第3子に関して、半額ないし無料というふうな取り扱いができないのかなと考えるようになりました。現実的にそのような取り扱いをしているところがあるかどうか、まずお聞かせいただけますか。

子育て支援課長

他市の事例であるのかというお尋ねでございますが、私どもの知る限りはちょっとないのではないかというふうに考えております。

江口委員

じゃあ、とりあえず現状では知らないということですね。いま言ったような状況がどの程度あるのかについては、つかんでおられますか。

子育て支援課長

現在のところ、つかんでおりません。

江口委員

この第2子ないし第3子の減免については、子育ての支援という意味での政策ですよ、課長。であるならば、本来的に政策の対象ということを見ると、そこらへんを調べた上できちんと届くようにするのが妥当だと思っています。小学校に入って義務教育になって、義務教育は無償なんでいいよねと考えられるかもしれませんが、他方でやはり小学校は小学校なりに費用がかかるのも現実であります。例えばこの部分に関して、飯塚市としていま言ったような現実的な第2子については半額、第3子については無料という政策をとろうとしたときに、これは厚生労働省からそんなことするんだったらペナルティーとかね、受けるようなものであるのか、またもしくは違法というふうな取り扱いであるというふうなことが言われるようなものであるのか。その点についてはいかがですか。

子育て支援課長

現在、国の保育料の徴収基準では、同一世帯から2人以上入所する場合、現在の階層区分、これは所得ですけども、所得にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無料といった軽減措置がとられております。本市ではこういった多子世帯については国の徴収基準に準拠した取り扱いを行っているところでございますが、保護者の保育料の負担軽減のために国の徴収基準に対しまして約20%の独自の保育料の軽減措置を行っております。こういったことから、条例で規定すればできなくはないというふうに考えております。

江口委員

ごめんなさい、ペナルティーなり違法というふうな指摘を受けるものではないという理解でよろしいですかね。

子育て支援課長

そのように理解しております。

江口委員

であるならば、ぜひそこら辺の部分きちんと実態を調べた上で、必要であるならばやっていただきたいと思っています。やはり政策の目的が子育て支援であるわけですから、それが十分有効であるようにやっていただきたいというのがまず1点でございます。続きまして、資料の6ページ、7ページ、8ページに入所基準について載せていただきました。この入所基準なんです、先の一般質問か代表質問かの中で1点取り上げさせていただいたのが、お子様が2人おられて片一方の子どもを別居のおじいちゃんなりおばあちゃんが見てくれるという話をしてくれるんだけど、実際に相談に行くと、2人とも保育園に入れるか、2人ともそのおじいちゃん、おばあちゃんに見てもらうかどちらかだと言われたと。その点どうなんだろうというお話をさせていただきました。その点について、この入所基準からするとどこにひっかかってダメなのか、お聞かせいただけますか。

子育て支援課長

入所基準の要領の部分で言いますと、3.入所選考の方法の中の(2)の、あたりに該当するというふうに考えられます。

江口委員

もうちょっと丁寧に教えていただけませんか。というのが、私は、同居ではない親族がというお話をしたんです。、、これ同居親族ですね。丁寧にお願いいたします。

子育て支援課長

この入所基準に関する要領につきましては、実は飯塚市保育の実施に関する条例に基づいて記載しております。この条例の中で、この同居の親族その他の者というふうに規定しております。要領の中では同居の親族というふうに切っておりますけれども、正確には同居の親族等といったような形で、いわゆる保育に欠けるお子さん、それを規定する中で、親御さんと同居の親族、その他の者というふうに規定しているところでございます。

江口委員

先ほどお話をしたのは、2人お子様がおられて2人を同時に保育園に入れるのか、2人とも親族に見ていただくのか、どちらかしかないか。お話があったのは、1人だったらおじいちゃん、おばあちゃん頑張って見れると。けども、その取り扱いはだめだと飯塚市側は言われるんだけど、それはどこになるんでしょう。保育に欠けると言うんだけど、どの部分なんだろうか。

子育て支援課長

保育所の入所につきましては、そもそも児童福祉法において保育に欠けるお子さんということになっております。保育の実施基準に基づきまして条例を定めて、それに基づいてこの選考要領なり選考基準を定めているところでございます。これは入所基準に照らして、お尋ねの祖父母等が当該児童を保育することができないということが認められないというような場合には、入所をお断りすることになります。詳しく申し上げれば、1人しか世話をできないという理由ですね。これらについてどうして、1人だけは見れるけれども、もう1人は見れないのかという部分について、挙証資料等を、お示ししていただいて、それを審査するといったような形になります。一般的には児童の属する世帯で、2人のご兄弟のうちお1人だけが保育に欠けるとするのは、飯塚市の事例で言えば非常にレアケースであるというふうには考えております。

江口委員

合併前の飯塚市というか、1市4町の中でそういった取り扱いをしたところがなかったのかどうか、そしてまた、そのような取り扱いをしている他市町村がないのかどうか、その点はどうか。

子育て支援課長

お尋ねのケースにつきまして調べましたところ、旧市町におきましては具体例に乏しくてその取り扱いが定かではありませんでした。しかしながら、同居の親族その他の者に関するこの保育に欠ける要件についての考え方は、大きく異なることは従前からなかったものというふうに考えられます。また、他の自治体では他の要件全ての児童選考が終わりまして、なおかつ希望の保育所の定員に余裕があれば選考する可能性のある自治体があるかもしれませんが、保育に欠ける要件に関する考え方につきましては本市と同様の考え方でございます。

江口委員

私がお聞きしたのは、ある町ではそれは受けていたんだよってお話をお聞きしたんです。他の自治体でも受けているというケースをお聞きしました。その保育に欠けるという部分なんですけれど、じゃあ6人兄弟がいましたと。6つ子がいましたと。おじいちゃん、おばあちゃん、6つ子全員見てくれよという話になると、できると思います。そんな話だと思うんです。やっぱり、そのきつい中で息子なり娘の夫婦のところに孫ができて、2人はちょっと体力がなくて無理なんだけれど、1人だったら頑張ってみてあげようかと。それがあ意味親心だと思うんですが。ところが、そこについて飯塚市はノーって話をされるんです。この保育に欠けるって何なんでしょう。これは保育に欠ける状況じゃないんです。1人だったら見れるんだけど、それは申し出聞かせていただいて、「ありがとうございます。お1人受けていただいてありがとうございます。」でいいと思うんですけど、それをかたくなに言うのはどういった理由なんだろう。そこにもともと保育が何のためにあるという部分の視点が、温かい視点があるとは思えないんですが、いかがですか。

こども・健康部長

すみません、ちょっと言わせていただきます。これは江口委員の言われる、私も委員のほうからこういうおじいちゃん、おばあちゃんが子ども2人を見てると。1人は見れるけど2人は見られんと。それで、皆、下に職員を呼んで、私自身もちょっと腑に落ちませんので、その話をしました。それで、申しわけないですけども、保育に欠ける、欠けないというのが、世帯をこの家が保育に欠ける家か欠けん家かというふうにいま国が見ていますので、そこでおじいちゃん、おばあちゃんが見られて、1人は見れるけど2人は見きらんという理由がピシッという。いま委員が言われましたけど、私もこれについてはちょっと腑に落ちんやっただもんで、県にも聞いてくれ、国にもちゃんと確認してくれと言っております。どうしても前はできたと言われますけど、会計検査が入ってかなり厳しい指摘を受けております、いろいろ。その中で返還とかそういう形になりますので、うちとしてもピシッとこうやっていく中で、これから子ども子育て会議、今からやっておりますので、委員の気持ちもわかりますので、その点は私どもも伝えていきたいと思っておりますので、すみませんけど、ご理解はよろしくお願いしたいと思っています。

江口委員

理解はしないんですけど、しっかり検討していただきたいと思っています。この保育園に関しては、多くの方々から希望する園に入れないうだけだということをお話をよくお聞きいたします。飯塚市は、表向きは、待機児童はないというふうな形になっているんですよ。現実に来年4月の分に関して、年内に申請をするわけですよ。年内でしたっけ。来年度の入園については、年内に申請するんでしたっけ。その部分で申請をしたときに選考されますよね。それで入れなかった方々というのはどのくらいおられます。

子育て支援課長

第1希望で入れなかったというお子さんについての数字はちょっと持っておりません。

江口委員

持っていないというのが不思議なのですが、やっぱりそこら辺をきちんとしないと、ある意味待機児童はいないと言うがために、資料を取っていないのかという疑いすら持てるわけです。で、お話で言われたのが、ご自宅が筑穂なので筑穂の近いところの園に入れたい。それだったらなんとか仕事中でもやりくりができると思ったと。ところが、その筑穂なり穂波にはないと。で、穎田ならあるんだけどというケースがあると。で、逆のケースもまたあるわけですよ。だけでも、飯塚市としてはそこに入れなさいですよ。そして、そこに入れない場合は待機児童にはカウントしないという形ですよ。間違いありませんか。

子育て支援課長

現在の国の待機児童の定義について、まずご説明いたします。国の待機児童というものに関する定義につきましては、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童数には含めないというふうにされております。また、その距離に関しましては通常の交通手段によりご自宅から30分未満で登園が可能なことというふうにされているところでございます。このため飯塚市におきましては、通常の交通手段とされております自家用車で30分という範囲になりますと大半の園が登園可能というふうな位置づけになってまいります。こうしたところから国の言う待機児童の定義にはほとんど当てはまらないといった形になっております。

江口委員

国の基準があるにしろね、現実の世界が国の基準どおり動くわけではないわけですよ。だからこそ特定の園というか、近くのエリアを待っておられる方々がおられるわけですよ。けれども、それについては、いま何ら把握はしていないという形でよろしいですか。そこについては、把握はしておられますか。

子育て支援課長

基本的に入所のあっせん、調整におきまして、当初お申し込みのあった方々については、どこかの園には基本的には入れるような利用、あっせん・調整というのをしております。

江口委員

基本的にはなくって、そういった方々はおられないということですか。希望するところがあるので、先ほどの話だったら筑穂、ないしぎりぎり穂波かなという希望があるのでそこ以外についてはそちらが空くの待ちたいという方等はおられない。すべてそこら辺は満足していただいているというふうな形ですか。

こども・健康部長

保育所がだいたい3千名ぐらい入れていますけれど、第1希望で入るのが大体98%入っております。第2、第3希望、50何人の方が第2、第3希望という形で、お父さんお母さんの希望を98%はかなえているという形です。50何名の方には直接お電話して、自宅じゃなかったら仕事場の近くのほうでどうですかということで、ずっとお電話しながら、いろいろお話ししながら納得していただいて、そういうふうな1月から3月にかけて私どもは作業をしております。それから4月に入所されて、いま委員言われるように、途中から入所される方については、実際、いま私どもが一番直面しているのが、0～1歳の子どもさんをどうするか。面積基準はあるんですけど、保育士がいらないんですよ。それで、私立保育園でも公立でも、もう毎日のように保育士を探しております。0歳児は3人に1人保育士がいりますので、2歳児については6人に1人、そういう保育士を探さないといけないもので、それでもなるべく職場が自宅に近いほうでやっています。いま言われたような、委員が納得できない部分もあると思いますけど、こういう話をしながらなるべく近いところで保育所を選んでおりますので、そこら辺も先ほど同様ですけど、なるべく良いほうにやっていきたいと思っておりますので、ご理解よろしく願いしておきます。

江口委員

その気持ちはわかるんだけど、現実として、そこら辺はつかんでいるのかどうかということなんです。98%は第1希望で満足していただいているというお話があったんだけど、残りの2%なり、その途中入所なりという中で、そうやって待っておられる方がおられるかどうかについては、掴んでいるのか掴んでいないのか。どうですか。

子育て支援課長

お尋ねの件について、例えば予約といったような形でうちのほうで掴んでいるということはないしております。

江口委員

結局何でも掴んでないんですね。予約じゃなくても。やはり現状、どちらに合わせるかだと思えます。確かに費用はかかる話かもしれませんが、どちらのほうに合わせるかだと思います。そしてその部分は、確実に口コミで伝わる部分だと思えます。ここが入りやすいところかどうなのか、寄り添ってくれる場所なのかどうなのか。せっかくやるんだから、そこら辺きめ細やかにやらないと、ある意味ただでさえきょうの午前中でも飯塚市から子どもが逃げていくのはというお話がありました。同じようなことになりかねないわけです。そういった部分も含めて、さらにやっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

同じく、98ページ、民生費負担金、保育所運営費保護者負担金について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

98ページの民生費負担金、保育所運営費保護者負担金についてということですが、審査意見書の結びの中で見つけたんですけども、保育所運営費、いわゆる保育料、これの収入未済額が1,027万円1千円減額になったということで率にすると28.7%の未済額が減ったということなんですけど、いま保育料というのはどういうふうにして徴収されているのか、教えてください。

子育て支援課長

現在、保育料につきましては口座振り替えの利用者がおよそ70%ございます。そのほかは納付書払いということになっておりますが、収納事務に関しまして飯塚市のほうでは委託とか、あるいは訪問徴収といったものは行っておりませんが、毎月の督促状のほか、2カ月に1度、催告状の発送、それから納付を約束していらっしゃる滞納者への電話による督促、それから窓口に来庁していただいた上での納付相談、こういったものを行っております。また、悪質な滞納者につきましては、預貯金、給与に関する金融機関、勤務先への調査、照会というものを行っております。こうした取り組みの結果、平成24年度は2件の差押え処分といったことも行っておりますが、公立保育所に限っては所長より声かけを行ってもらうなどの努力を行っておりますのでございます。こうした結果、徴収率につきましても先ほどご指摘ありましたように未済額も減っておりますし、徴収率に関しましても99.12%から昨年は99.41%に向上したような結果でございます。

宮嶋委員

未済額が減るんですから、いいことなんでしょうけど、これが過剰な、いま差押えのことを言われましたけど、差押えとかそういうものが広く行われているのかどうかということら辺を確認したかったんですけど、いま2件ということで、これはいつから差押えとかは行われているんですか。

子育て支援課長

少なくとも平成24年度以前、平成23年度以前から行っておりました。

宮嶋委員

平成24年度、特に未済額が減ったというところ辺の理由は何か特別にありますか。

子育て支援課長

特に、平成24年度向上したということではございませんで、毎年徴収率については向上してきております。これは、やはり収納担当のほうで努力してきた結果だというふうを考えております。また、園のほうのご協力もあってのことだというふうを考えております。

委員長

100ページ、総務使用料、同和会館人権啓発センター使用料について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

100ページですね。総務使用料、同和会館人権センターの使用料についてということです。平成24年度の使用料の内訳をお願いいたします。

人権同和政策課長

平成24年度の使用料の内訳でございますが、立岩会館につきましては45,577円、穂波センターにつきましては24万1,740円、筑穂センターにつきましては94,000円、合計で38万1,317円となっております。

宮嶋委員

立岩会館の使用料が極端に少ないと思うんですが、この辺の話をお願いいたします。

人権同和政策課長

立岩会館の使用料がほかの2館に比べて少ないということでございますが、立岩会館につきましては旧飯塚の同和会館でございまして、旧飯塚には伊岐須会館というものもございまして、2館あったわけでございますが、この伊岐須会館を、平成23年度末をもって閉館をいたしております。隣保館としては、そういうことから、伊岐須会館の隣保館主催事業等も立岩会館で行っておりますことから、減免の件数がふえたと、また減免の額も増えてきておりますので、有料使用料といたしましては、減ってきておるところでございます。

宮嶋委員

いわゆる飯塚市が主催されるような行事が立岩会館で多く行われているということで、減免だと思うんですが、もっと、多くの皆さんに使っていただくだけのスペース、余裕とかいうのは、もう一杯一杯なんではないでしょうか、それとも空いている時間があるのかどうかですね。

人権同和政策課長

隣保館につきましては、市内3館現在でございますけれども、だいたい主催事業等で埋まっている状況でございます。空きがないかと言われれば、時期的なものもございまして、空きはございますが、その部分につきましても、現在PR等はおるところでございます。

宮嶋委員

一般の方にも貸し出しを人権センター含めてやってあるということですが、通常の公民館等々使用料というのは大きく違うのでしょうか。

人権同和政策課長

合併直後におきましては、隣保館旧1市4町まちまちでございました。それで、これにつきましても、昨年でございましたか、平準化をいたしまして、条例改正をいたしたところがございます。現在は公民館の使用料等々も参考にしながら、平準化をしたところがございます。

宮嶋委員

昨年から平準化ですか。ことしからですか。

人権同和政策課長

失礼しました。ことしの4月から平準化いたしております。すみません。

宮嶋委員

やっぱりせっかく施設があるわけです。公民館も皆さんどうしても使いたい時間帯とか日にちだとかが重なってきまして、いろんな催し物とか、会合をするときに公民館を探しますけど、なかなか空いていないということが多々あります。そのときに人権啓発センターがあったなというふうに、なかなかまだ皆さんが思い至ってないんだろーと思います。使用料とかそういうものに関してきちっと同じような条件でされているんだらうらそういうところも使えると思いますしね、特に、穂波の人権啓発センターなんか、結構いっぱい使われているようにお見受けします。ぜひもっとPR活動っていうか、せっかくある施設ですから使えるようにやっていただきたいということをお願いして終わります。

委員長

次に、同じく100ページ、土木使用料、住宅使用料について江口委員の質疑を許します。

江口委員

住宅使用料について資料を出していただいております。追加の資料ですと13ページから...ごめんなさい、11ページからですね、それと成果説明書でしたら6ページ、7ページぐらいになるんです。お聞きしたいことは1点なんです。14ページを見てわかるように平成23年、平成24年については、訴訟が1件も上がっておりません。これはいかなる理由でないんでしょうか。

住宅課長

平成23年度と24年度に訴訟が行われていない理由についてですが、実は、平成23年度に住宅使用料のシステムが変更されまして、滞納者に対する交渉の事蹟や支払い約束情報、こういったものの移行がスムーズに行われておりませんでした。そうしたことから滞納者個々の交渉事蹟等の追跡調査、それから支払い約束の資料の確認、こういったものの作業に時間をとられた結果となっております。しかしながら、その結果、今年度は現在10名に対しまして訴訟に向けた手続を現在行っているところでございます。

江口委員

システムの移行があったとはいえ、それが2年ないというのは、はっきり言って、言い訳にはならない部分だと思います。システムの移行があったとしても言い訳できるのはせいぜい3カ月ですよ。この点について、担当部長なりは、どのような指導をされておられたんでしょうか。

住宅課長

ただいま強制執行の件数については、ゼロ件ということでご報告をさせていただきましたが、実は平成23年度に自主退去という形で3件、このうち2件が行方不明、1件が長期不在、それから平成24年度には行方不明3件、長期不在5件、それから名義継承はできないということで1件、合計9件、この合計、平成23年と24年で12件の方につきましては、個別に調査をいたしまして連帯保証人もしくはご家族、ご親族の方とお話をさせていただきまして自主退去をさせていただいております。以上でございます。

江口委員

成果説明書の方にも連帯保証人にも通知し法的措置も含めた住宅使用料の徴収強化に努めてまいります。2カ月以上の滞納者についてはというふうな分がございまして。この2カ月分以上になったとき、それからあと例えば、何カ月、何カ月あると思うんですね、そこら辺の基準っていうのは決まっているのかどうか、決まっていればそこら辺をご案内いただけますか。

住宅課長

まず滞納から1カ月目で督促状を送りますが、それから平成24年度までは4カ月以上滞納になったところで催告書を送ってございました。そうしたことで若干その督促状から催告書を送

付するまでに約3カ月間期間が空きますので、これを是正いたしまして平成25年度からは1カ月目で督促状、2カ月目で催告書を、その催告書の欄にも連帯保証人への通知する旨の記載を一文入れて催告書を送っております。それから3カ月目で再度催告書を、このときには本人と連帯保証人へ通知をいたしております。そうした取り組みをするように現在は是正いたしております。以上でございます。

江口委員

少しスピードアップしたのはわかります。ただ督促状、催告書を送るのはいいんだけど、現実に書類だけで人が動くかということ、そうでもないわけですよね。そうするとやはり法的措置が必要になってくるから、やるようになったわけでしょう。そこについてはどのような基準でやっておられますか。

住宅課長

従来は、高額滞納者ということで平成19年、合併後ですが、平成19年度には16件しておりますけども、これはあくまでも専決処分で議会に報告した件数でございますが、16件しております。そのときに金額見ますと、大体20万円以上の方を対象にやっております。それから平成20年度にも6件しております。それから平成21年度に4件しております。だいたい20万円から100万円ぐらいの方を対象にやっております。今年度10件につきましては、金額100万円以上の方を対象に今手続を進めております。

江口委員

平成24年度ないし23年度と比べれば進歩かもしれませんが、その前が20万円から100万円程度というふうな話がありました。やはり早期にやらないと払う方も払えないわけですよね。となるとどんどん前倒して最初やっていた20万円ないし、例えば5カ月なら5カ月で切るとかね、そういった分をすべきだと思います。その点しっかりやっていただきたいと思います。

委員長

同じく100ページ、土木使用料、市営住宅使用料について永末委員の質疑を許します。

永末委員

同じく100ページ土木使用料、市営住宅使用料についてお聞きします。監査委員の意見書の方を見ておまして、10ページの中段あたりに、市営住宅使用料の収入未済額の分の増加、8.5%増加という指摘と不納欠損の19.2%の大幅な増加という指摘がありましたので、ちょっと質問をさせていただきました。まず1点目の平成24年度の市営住宅使用料の収納状況についてまずお示してください。

住宅課長

まず住宅使用料の現年度分、調定額6億3,747万3,500円に対しまして、収入済額が5億9,370万6,400円、収納率93.13%となっております。過年度分につきましては、調定額2億1,380万4,303円に対しまして、収入済額が1,964万730円となっております。不納欠損額が596万1,704円で収納率が9.19%となっております。

永末委員

では先ほども申し上げましたけども、平成24年度の市営住宅使用料の収入未済額が前年と比較して8.5%増加しております。金額ベースで1,816万円ほどの増加となっておりますけども、この理由についてお示してください。

住宅課長

まず、前年度の調定額との比較からご説明いたします。平成24年度の現年度分調定額は6億3,747万3,500円、滞納繰越分調定額は2億1,380万4,303円、調定総額は8億5,127万7,803円となっております。平成23年度の現年度分調定額は6億3,383万

9,900円、滞納繰越分調定額は1億9,034万1,734円、調定総額は8億2,418万1,634円となっておりますので、調定総額にいたしまして、2億7,009万6,169円の増加となっております。このうち、滞納繰越分の調定額がすみません、失礼しました、先ほど調定総額2,709万6,169円の増加となっております、滞納繰越分の調定額がそのうち2,346万2,569円の増加となっております。この滞納繰越分の調定額が大きな原因であるわけですが、平成22年度の現年度分収納率が92.29%、平成23年度の現年度分収納率が92.20%と落ち込んだ結果、現年度分から滞納繰越分に移行する、こういったことになってしまいます。こういうことで調定額が増加する一方で、収納率につきましては、滞納分の収納率につきましては12.58%から9.21%へと3.37%下がったことが大きな要因となりまして、平成24年度の収入未済総額が前年度より1,816万4,666円と増加したものでございます。つまり、現年度分収納率が落ち込むことによりまして、次年度の滞納繰り越し分調定額が増加することにつながりますし、一度滞納になりますと現年度分とあわせて、支払いをしなければならないという状況になりますので、所得に応じた安い家賃とはいえ、所得の増がない状態になって、現年度分と滞納分を合わせて支払うということは厳しい状況になりますことから、平成24年度の滞納繰り越し分の収納率が落ち込んだものであり、その結果が収入未済額の増となったものでございます。

永末委員

かなり大きな数字が並びましたので少し難しいですけども、現年度分の収納率が落ち込むことによって、それが滞納繰越の方に移行して、それが調定額の増加に結びつくというふうな、そういう連鎖になっているというような説明だったかと思えます。先ほどの答弁の中で、使用料、収納率の低下ということをおっしゃいましたけれども、その低下の理由についてはどのように分析されていますでしょうか。

住宅課長

低下の理由といたしましては、1つに平成18年の合併時に住宅使用料の統一を図った際に、使用料は上がる方につきましては、激変緩和措置として3年間の傾斜家賃をかけて使用料を徴収する方法をとってきた関係で、1年ごとに使用料が少しずつ上がっていき、結果、平成21年度から通常家賃になるようにしていたことが考えられます。2つ目に、住宅の新築移転においても急激に住宅使用料が上がることを避け、5年かけて少しずつ使用料が上がるようにして使用料を徴収することとしておりますので、6年目に本来の家賃になります。合併前に建築された住宅において、この本来家賃になるタイミングがちょうど平成21年、22年、23年くらいになってきています。その結果と平成20年度以降の経済不況のタイミングが重なったことも1つの要因ではないかというふうに考えております。こういった状況を十分把握した中で、分析した中で、徴収体制を取り組まなくてはいけないということを痛感している状況でございます。

永末委員

収納率低下の理由のほうを今述べていただきましたけれども、この収納率のほうを実際さらに詳しく見ていきますと、現年度分の収納率は上がって、過年度分の収納率は下がっているんですけども、過年度分の収納率が下がった理由というのはどういうところにあるんでしょうか。

住宅課長

先ほども若干ご説明申し上げましたが、滞納者につきましては当然現年度分と滞納繰越分の両方を支払っていただくよう指導していくようやっているとありますが、1度の滞納になってしまいますと、なかなか支払うのが困難であります。そういうことで、私どもとしましては現年度分が92.20%まで落ち込んだ結果が、滞納繰越の増になったということで、

当然滞納繰り越しの分納の話もさせていただいておりますが、まず現年度の収納率を上げていくことに取り組みたいということで、平成24年度から現年度分の収納率を1ポイントずつでも上げていこうということで取り組みをさせていただいております。そうした結果、現年度分は若干上がったんですが、いただいたお金を現年度分に優先して入れたことから滞納繰り越し分が下がった状況になっております。

永末委員

実際に徴収する金額があつて、その金額を現年度に充てたのか、過年度に充てたのかというふうな振り分けの考え方によって、上がり下がりが出てきたというふうな説明だったかと思うんですけども、結局現年度分をきちんと徴収していこうというふうに考えられるのは当然必要なことでありますし、そういった方向性でよろしいかと思うんですけども、その分過年度分というのが減らずにずっと残り続けるわけですけども、それは結局のところ、最終的に不納欠損というふうな形に結びつきやすいかと思うんですけど、平成24年度、この不納欠損というのも大幅に増加しておるんですけども、この理由は何でしょうか。

住宅課長

平成19年度以前の滞納分で入居者の死亡によるものが12件で229万283円、入居者の行方不明によるものが3件で305万4,333円、強制執行後の未納分が2件で16万7,088円、合計17件で596万1,704円の不納欠損処理をいたしております。

永末委員

以後、滞納者に対する取り組みについてお聞きしていこうと思っておったんですが、先ほど江口議員の方からその分の質疑のほうがありましたので、その部分に対しては重複しますので取り下げをさせていただきます。今年度、しっかりと取り組む体制が整ってきたというふうな答弁をされておりましたので、ぜひ来年の決算、数字が上向くことを期待いたしまして、質問を終わります。

委員長

次に、同じく100ページ、土木使用料、市営住宅の空き家募集状況について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

100ページの土木使用料です。今、空き家の状況がどうなっているのか、まずお尋ねします。

住宅課長

平成24年度末の状況で申し上げますと、管理戸数4,423戸に対しまして、入居戸数3,830戸となっており、空き家戸数は593戸でございます。なお、空き家戸数593戸の内訳といたしましては、政策的空き家、これは老朽化等によって建て替えが必要ということで公募を停止しているものでございますが、これが317戸、通常の空き家が244戸、補修費が大きくかかるものが11戸、補修不可のものが21戸となっております。

宮嶋委員

空き家が随分ふえているのは、今建て替え、政策空き家と言われましたけれども、建て替えのために入居を止めているという公募停止というのが317戸、30いくつか戸数がふえている。それにしても、空き家の戸数がやはり政策空き家の戸数がふえたのから比較すると、やっぱり多いんじゃないかなというふうに思います。年間4回空き家募集をかけられて、32戸から37戸、5月、8月、11月、2月ということで、募集をかけられております。134戸、平成24年度は、空き家募集はされたら、これだけの空き家がある中で、134戸しかかけられてないんですが、その134戸をかけて、それでもなおかつ、入居に至ったのは78戸というふうな資料が10ページに出ていますけれど、そういうことになっておりますが、この辺の

理由を教えてください。

住宅課長

まず、募集をいたしましても申し込みのない住宅というのがございます。それは立地的な条件等によるものと思われませんが、また当選後に住宅を確認していただくわけですが、想像していた状態と違うというふうなことから、老朽化を理由に辞退される方もおります。さらには当選をされても保証人になってくれる方がいないという理由で入居できない方もおられますが、空き家になっている住宅、そのほとんどが立地条件や老朽化が大きな原因となっております。

宮嶋委員

毎年そういうような状況ですが、例えばその募集をかける住宅に関しては、決まってから補修をされる、きちっと入れるようにされるんですかね。

住宅課長

一般公募にしております住宅につきましては、修繕をかけてから住める状態にして公募をかけております。ですから、あまり多く修繕をかけて公募をしても募集がないと、数年空き家の状態になりますと再度また補修をしなくちゃいけないというふうな状況もありますので、できるだけニーズの高いところを選定しながら補修費のかからないものから、公募にかけるようにいたしております。

宮嶋委員

ということは、134戸募集して78戸しか入れなかったということは、56戸が、応募がなかった。それと実際に見たらちょっとこれは住めなくていやだなということで断られたということになりますが、ということは補修費がかかっているわけですね。募集をかけようと思ったらそれなりの補修費をかけてある。そのときにこの空き家は、補修をかけるかどうか、応募があるかどうか、そういうところら辺は担当課できちっと吟味されているわけではないんですか。

住宅課長

その点につきましては、課内で十分に協議した中で、ここだったら補修費いくらぐらいかけても、ある程度応募があるだろうという見込みの中でさせていただいておりますが、結果的に我々が思うものと住民ニーズとの違いがあるのかなと。ただ、どうしても新しい住宅に応募倍率が高いですよと、なかなか当たらないですよというご説明をさせていただいたり、ここはいんじゃないですかというふうなお話をさせていただいても、結果的にやっぱり新しい住宅を望まれる方が多くて、80倍、90倍といったような状況がありますので、そうしたことも1つの要因かなというふうに思っております。

宮嶋委員

せっかくこの56戸、多くの修繕費がかからなくても補修できるという状況の中で、補修されたと思うんですが、これがまた空き家になることで、いつこれが埋まるかわかりませんが、その間、また管理費だとかもう一度募集をかけて本当に入ろうとしたら、もう一度補修がいるというようなことになると、今回この56戸、補修をかけた補修費というのは、無駄使いじゃなかったのかなというふうに思うんですがいかがですか。

住宅課長

委員ご指摘のとおり結果だけを見ればそうだと言わざるを得ません。そうしたことの無いように我々としても今後こういった状況を十分把握しながら、対策を練っていきたいというふうに思います。

宮嶋委員

どうなんですかね、本当に家がなくて、民間でものすごく高いところに住んで少々ボロでもいいから、家賃の少ないところに行きたいという方は、いっぱい話を聞くような気がするんで

すよね。そういう人たちが、たまたま募集が3カ月に一遍しかないということで、なかなかその役所の方に窓口には募集のあれが置いてありますけど、そういうのがこうわかっていないというか、そう意味では空き家募集していますよってというのがね、わかるようにとか、例えば募集の回数をもっとふやすとかね。そういうことで、このせつかく改修した市営住宅が埋まるようにという、そういう検討はされているでしょうか。

住宅課長

今、市営住宅につきましては、管理戸数が4,423戸、実際は3,830戸の入居というふうなことで、593戸空いておりますし、長寿命化計画の中でも約400戸を減らすというふうな計画はあります。そうした中で適正な管理戸数というのを、今後きちっと把握していかなくちゃいけないのではないかとこのように思っております。そういったものもあわせて、募集の仕方、こういったもの、募集の回数、こういったものも含めまして今後検討していきたいというふうに思います。

宮嶋委員

ぜひ、片ややっぱり入りたいという方もいらっしゃると思うんで、ぜひそういう皆さんに周知していただいて入っていただきたいと。それと公募ができないというような修理が不可能な長屋とかいうのがあるのかもしれませんが、不可能だというようなものに関しては、やはり壊すということも、そして例えばそこにちょっとした公園じゃないけれど、空き地をつくってあげるとか、そういうことも考えられると思うんですが、その管理戸数を減らすというところでは、何かネックになっていることがあるんでしょうか。

住宅課長

管理戸数を適正な管理戸数に削減していくというふうなこと、大きなネックとなりますのは、例えば4戸連の住宅に1戸だけ入ってある。この方を例えば同じ団地内のほかの住棟に移っていただくというふうなことを今考えているわけですが、例えばそれをやったときにその方が気持ちよく移っていただける、こういったことがあれば比較的スムーズにそうしたこともできるのではないかなというふうに思っておりますが、現実そこで長年生活されてこられた方がそういったことを私どもが提案をして受け入れてくれるかどうか、こういった問題もありますのでその辺りまだまだ課内で検討している段階でございます。これにつきましては、今後関係課とも十分協議をして方向性を出していかなければいけないというふうに思っておりますので、いま暫くお時間をいただければというふうに思っております。

宮嶋委員

おっしゃるとおり住んでいる人の権利とかいうのもありますんでね、無理やりというふうにはならないと思いますが、ぜひそういうふうな方向で検討していただきたいというふうに申し上げて終わります。

委員長

同じく、100ページ、土木使用料、旧同和住宅の空き家状況について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

同じく100ページの同和住宅の戸数と入居率、また募集方法とか資格とか、そういうものを何度かお聞きしたような気がしますけど、変わっていないのかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。

住宅課長

同和向け住宅は、平成24年度末で21団地、342戸ありますが、そのうち49戸が空き家となっております。入居率は81.29%となっております。この中には補修費が大きくかかるものや公募停止となった住宅も含まれております。入居の方法につきましては、空き家が発生し

た段階で関係団体へ募集の案内を送付し、入居希望があれば一般公募と同様の資格審査を行いまして入居資格、収入基準を満たしている申込者であれば推薦を依頼しております。推薦を受けた申込者に対しましては、入居手続きを経まして正式入居となっております。

宮嶋委員

これは元々その同和向け住宅ということで、同和予算の中でつくられたんだろうと思いますが、もう今の時点でそういう特別にこの住宅に関して同和予算で管理費が出るとか、予算の部分でこれはこういうふうに使わないといけないという規定があるんですか、管理費とかですね。

住宅課長

そういう規定はございません。一般向け、一般の住宅と同じ取り扱いとなっております。

宮嶋委員

そういうことで、特に空き家になっているわけですから、もうそういうのを取っ払ったところで公募をかけるべきだと思うんですね。関係団体へ案内をして資格審査をやってというふうになっておりますが、ということは解放同盟とか全日本同和会とかこういうもの中加入された方しかこの住宅には入れないというふうになっているのかどうか、それは市の決まりの中でそういうのがあるのかどうか、お尋ねします。

住宅課長

そうした団体に加入しなければ公募できないというふうなことにはなっていないというふうに思っています。加入しないと入れないというふうには聞いておりませんので、また市のほうでも加入したとか加入しないとかいうことを入居の基準にしているわけではございませんので、そういった基準はないかと思っております。

宮嶋委員

であれば、その運動団体にお伺いを立てて、そちらからの推薦状をもらうという必要がないんじゃないかと思いますが、どうですか。

住宅課長

元々同和向け住宅ということで建てられた住宅でありますので、当初からの事務手続きを現在も引き続き継続してやらせていただいております。

宮嶋委員

元々そうだったからということじゃなくて、もう現実変わってきているわけですから、一般向けと一緒に住宅として取り扱っていくべきだというふうに思います。見てみますと、これもちがいが古いんだろうと思いますが、6年、7年、ずっと8年というのもありますね。こういう長い期間空き家になっている住宅が、実際にさっきの話ではないけど、募集かけられるのかどうかということもありますけれども、それでも皆さんあそこは空いているのにどうして入れないのかという声もいろいろ聞かれます。本当に差別をなくすとか、そういう観点から言っても同和向け住宅をいつまでも同和向けとして置いておかなくて、一般住宅と一緒にしていただいて、入居募集をかけていただきたいということを申し上げて終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですので、第11款 地方交付税から第14款 使用料及び手数料までの質疑を終結いたします。次に、第15款 国庫支出金から第22款 市債、102ページから128ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されています、116ページ、不動産売払収入、市有地名義の現況について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

116ページ、不動産売払収入、備考で言うと市有土地売払収入3億3,162万7,348

円についてお伺いをいたします。財産処分するにあたって、特に不要になったところの土地については、売ってほしいんだけどという申し出があっても個人名義になっている場合があります。市も売りたいくても売れないというような支障がある土地があると思うんですが、どのくらいあるのか、教えてください。

管財課長

市有財産のうちの個人名義の土地ということでございますが、本年9月5日付の内部文書のほうで各課に行政財産内の個人名義の土地についての照会を行っております。現在、集計中でございますが、件数は確定しておりませんが、本日までに個人名義の土地は相当数ございます。

上野委員

この土地の整理、どのように行われておりますか。

管財課長

行政財産内の個人名義の土地につきましては、今までも行政財産を所管する課において個人名義の土地を買収するなどの適正な処理を行っておりますが、調査をかけました結果、いまだに個人地そのままとなっているところがございます。現在、管財課において所管課のほうに照会を行っておりますので、現状を把握し今後所管課での対応の徹底を図ってまいりたいと考えております。

上野委員

時間が経てば経つほど、相続などが絡んでくると解決が難しくなるので、早期に手掛けていただくようお願いをしたいんですが、特に現在も不要になっている、行政としては不要になっている土地、またここ数年来で不要になるであろうということが予想される土地については、解決に向けてすぐに取りかかっていたくようお願いをしておきます。

委員長

次に、128ページ、市債、過疎債について上野委員の質疑を許します。

上野委員

過疎債についてです。128ページですが、本市における過疎債の対象地域はどこなのか、またいつまで活用可能なのか、お知らせください。

総合政策課長

過疎債の対象地域ということでございますが、筑穂地域が対象地域でございます。過疎債は過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく事業を対象としたものでございますが、筑穂地域は市町村合併前の旧筑穂町時代から法律で過疎対象地域と指定されておりまして、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項にございます市町村の廃置分合等があった場合の特例というものによりまして、合併後の現在も対象地域となっております。過疎債はいつまで活用できるかということでございますが、平成24年6月27日に公布されました過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律によりまして、平成28年3月31日までの有効期限がさらに5年間延長をされまして、平成33年3月31日までとなっております。ちなみに同法第6条の規定に基づきまして、過疎地域自立促進市町村計画で策定された事業が過疎債の対象ということになっておりますが、市町村計画は平成27年度のみとなっております。今後は法改正の延長期間に伴い、平成28年度から32年度までの市町村計画を策定する予定でございます。

上野委員

法の規定に基づく事業を対象にするということですが、具体的に対象事業は何なのか、また本市においてこの平成24年度に過疎債を使った活用の状況をお知らせください。

総合政策課長

対象事業は大きく区分いたしますと、1つ産業の振興、2つ交通・通信体系の整備、3つ生

活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保、4つ教育文化施設の整備、5つ集落再編整備のための用地の取得及び住宅等の整備というように、5つ大きく区分がなされておるところでございます。加えまして自立促進特別事業ということで、いわゆるソフト対策事業といたしまして、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業などが認められておるところでございます。平成24年度の過疎債の活用状況でございますが、ハード事業でございます。これについては消防団車庫等建替事業あるいは道路改良事業など2事業でございます。金額は2,450万円、さらにソフト事業といたしまして予約乗り合いタクシー運行事業やスクールバスの運行事業など7事業でございます。金額は5,040万円、都合9事業で7,490万円となっております。

上野委員

主要をなすような施策を大体網羅して使えるというような、有利な起債ができる過疎債、合併したとはいえ非常に筑穂地区はうらやましいなという思いがしておりますが、これ平成32年度までの計画をまだ今から策定するということですが、平成32年度以降にも必要になるような事業についても、筑穂地区については前倒しをしてやるべきではないかというふうに思うんです。そうしないと飯塚市全体で考えたときに、将来的な負担を考えると、平成32年度までは他の地域の皆さんごめんなさいというようなことになるでしょうけども、この過疎債使えるうちにやらなくてはならない事業については、ちょっと先のほうまで洗い出しをしていただいて、積極的に利活用するべきではないかと思うんですが、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

総合政策課長

これまでの間、第1次総合計画に基づきまして、財政状況を勘案しながら本市の施策としての整合をはかりつつ必要かつ適切な過疎計画を立案いたしまして効果的な事業実施となるように推進してまいっております。過疎債は、元利償還金の70%が交付税措置されるという大変有利な制度でございますので、適債性というものを十分考慮した上で今後とも対象地域の活性化を図るための一助として利活用してまいりたいと考えております。

委員長

それでは次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第15款 国庫支出金から第22款 市債までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:26

再 開 14:40

それでは委員会を再開いたします。

総括の質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されています市税、使用料、保険料など各項目に対しての収入未済額削減に向けて各課の対処方法について、兼本委員の質疑を許します。

兼本委員

既にいろいろ各委員さんから各項目について質問がありました。まずは大事なことはやはり行政を動かすのはやっぱり皆さんの税金、それから利用料等々を確保しながら行政を動かすということですから、これをいかにして収納率を上げるかということが担当課の職員は大変やろうと思っております。非常にこれは大事な責務だろうと思っております。それぞれ皆さん頑張られているということは、今までの質問等々でよくわかりましたけど、再度滞納者に対する対応

はどのようになっているのか。市税とか住宅使用料、保育料、給食費は一般会計とちょっと外れますので、まず、市税、住宅使用料、保育料についてお尋ねいたします。

納税課長

まず納税課からご説明します。納税課における滞納者への対応でございますが、督促状を出して、その後数回の催告書を送付し納税相談等に来られた方にはその方の資力にあった納付方法などを協議し、あくまでも自主的に納付していただけるように指導を行っております。しかし、督促状や数回の催告書に対しても何ら連絡をとってこられない場合や滞納者に多額の財産や収入があるにも関わらず少額での納付しか行われぬ方などに対しては、差押えによる処分徴収を行っております。ちなみに平成24年度の差押え件数は市税で2,128件、国民健康保険税で1,465件となっております。以上でございます。

住宅課長

住宅課では1カ月の滞納で督促状、現在ですが、2カ月から催告書、3カ月でまた再度催告書というふうな形で取り組んでおりますが、また滞納繰越分につきましては、平成25年度10月の現在で分納誓約をしておられる方が滞納者724件のうち284件ありますので、こちらにつきましては分納の約束を履行していただくように取り組んでおります。また住宅課といたしましては、現年度分の徴収率を上げることに積極的に取り組みたいというふうな考え方を持っております。市営住宅の使用料は入居者の前年度の所得に応じて設定するようになっておりますし、失業等による所得の激減など、特別な事情等がある場合は、家賃の見直しを行っており、普通に考えて、支払えない金額ではないかと考えるところでございます。しかしながら、毎月であれば支払える家賃であってもそれが数カ月たまりますと、一度に支払うことがままならないと思いますし、実際そうした方が滞納に陥ってしまっているというふうな状況であります。そこで今年度からの取り組みではございますが、まずは現年度分を毎月しっかり支払ってもらえるように2カ月滞納で連帯保証人にも通知する旨の催告書を送付し、3カ月滞納で、連帯保証人に通知するなどして連帯保証人からも支払いを促してもらえるような取り組みをいたしております。そうした効果が徐々にではありますが、出てきているのではないかとというふうにも実感しているところでございます。また悪質な滞納者につきましては、定期的に強制執行等の法的手段も実施することも必要だと思っておりますし、またそうした取り組みをやっているということをご広く皆さんに知っていただく、こういったこと、こういった形で周知するかというふうなことも検討しなければならないというふうにも考えているところでございます。

子育て支援課長

保育料の未納者に対しての具体的な取り組みといたしましては、毎月の督促状のほか2カ月に1度、これは偶数月でございますが、催告状の発送、それから納付を約束しておられます滞納者への電話による催告、それからその上で窓口へ来庁していただくの納付相談、こういったものを行っております。また悪質な滞納者に関しましては、預貯金、給与に關します金融機関あるいは勤務先への調査照会を行っており、こうした取り組みの結果、差押え処分に至るケースもございます。また保育所の場合は入所の更新時期というのがございますので、この際に、特に在園されていらっしゃるお子さんの保護者に関しては督促を強化いたしております。また公立保育所に限ったことではあります、所長より保護者の方へ声かけを行ってもらうなど、徴収率の向上に努めているところでございます。

兼本委員

それぞれ各課工夫を凝らして徴収に臨んでいるようでございますが、今述べられた3原課におきまして、夜間徴収と言いますか、夜に職員を出向させて、滞納者のところに出向させているようなところがありますか。ありましたら示してください。

住宅課長

住宅課では、平成24年度の12月から3月にかけてですので、昨年12月からことしの3月にかけて職員を二人三班体制で夜間徴収というものではありませんで、夜間訪問をしまして、後日納付相談に出てくるようにというふうなことで指導いたしまして、後日出て来られた際に滞納額等を示し分納の約束をしていただく、こういった取り組みをやりました。その結果、約600万円ほどの、その3カ月間で約600万円ほどの収入があります。

兼本委員

納税課と子育て支援課では保育料の件については、夜間徴収やってないと、夜間訪問と申しますか、私は原則的にはもう夜間の訪問徴収はもうすべきじゃないと思うんですね。もしも、いいことで行ったときやったら、必ず向こうの方もどうぞ、どうぞと言いますけど、そういう形で行くわけですから、中にはお酒を飲む方もおられるし、そういう方たちが気分壊して、何か物をこついたりされますと怪我でもすると大変なことです。そこまではする必要ないと思います。それに代わってやはりペーパーでやればいいわけですね。特に、納税課では今、ホームページ開けましたらストップ滞納というような形で、ほんとに一般市民が見てもわかるような流れをつくってやっております。こういうものをやはり滞納されたときには一緒に入れて、こういうふうな方法でやっているんですよというふうなことも一つ周知させるのもいいと思うし、ほんとに強制執行やるということ、差押えをやるということ、行政がそこまでやるよということを示せば、滞納者の方たちもここまでやられたら大変だということ、必ず支払うと思うんですね。特に、納税課の方では、近年は余り聞きませんが、先の2～3年前は、例えば差押え禁止の年金とか、それからそのいろんな子育てのものとか、そういうものが預金通帳に入ってきたらすぐ差押えていたと。これはもう通帳に入ればこのお金は色がついてないから何かのお金ではないということで、非常に市民からの苦情もありましたけど、そういうことをやっぱりやることで滞納の解消になったというふうに私は理解しておりますけど。だからそういう形のなかでやっぱり収納率を1円でも確保しようということ、やられることは非常にいいことだと思います。住宅課の方にお聞きしますが、例えば、刑法に違反して収監されたような方がいますよね。空き家になっていますよね。そういうところに対しては、どういふふうに対応していますか。

住宅課長

収監された方につきましては、その人の服役する期間、こういったものも関係してくると思いますが、基本的には退去していただく方向で本人と面談をいたしまして退去の手続きをとっていただくか、もしくはご家族の方とお話をして退去の手続きをとっていただくというふうな形で話を進めております。

兼本委員

あなたの時代ではありませんけど、何年か前の住宅課の場合は刑務所まで面談に行って出てくださいと、また出てきたら申し込んだらいいじゃないですかというふうな形でやられていたというのも聞いております。現実に刑務所まで行って退去要請とか、それから例えば今言う家族、あるいは連帯保証人に対して、入っていないわけですから当然これ滞納になるわけですよ。その人たちが帰ってきて、また入ったとしても当然これ滞納になるわけですね。目に見えているわけですよ。これはやっぱりそういう人はたくさんいないと思いますが、そういう人たちの分は塵も積もれば山となるで、どんどんどんどん増えていけば滞納が増えるということで、その人たちに退去せよと言って、出てきて社会復帰をしようかと思いう人たちに退去せよというふうなことを言うよりも、やはり先に手を打ってやることで滞納の解消にもなると思うわけですけど。今、言われたように、こういうふうにやりたいということですからそういうふうなぜひやってください。そしてとにかく先ほど江口委員の質問の中にもありましたように、やっぱり住宅についての差押えが1件もないということが、明け渡し訴訟がないということ、

明け渡しは簡単ですからね、内容証明を出して、いついつまで払いなさいと、支払いがなかったら退去してもらいますよということで裁判やればいいわけですから、もう簡単な訴状でやれるわけですから、そういう形のものでやれば、実際にそういうふうなものが1件でも2件でもあれば、口コミで広がる、ほんとは行政は払わんやったら本気で裁判までかけて立ち退きさせられるぞということがわかるわけですよ。だから本気を見せて回収に入れば、悪質な滞納者というのも絶対支払ってくると思うんですよ。だからそういうふうな意味ではやはり徴収率を保育料では99.41%の徴収率を上げている。99.41%は100%ですよ。だからそういうふうな徴収率が1%でも2%でも上がったら、やっぱりよくやった原課にはやっぱり部長、副市長なりがよく頑張ったねと皆さん集めて訓示して、よく頑張ったねと一席設けるかどうかというぐらいの気持ちで、一席設けるか、設けないかはあなたの懐具合やから設けなくてもいいけど、課で飲ませて、飲酒運転になったら大変ですから、それはできないと思いますけど、ほんとに頑張ったねというねぎらいの言葉をかけるぐらいのやっぱり気持ちも上の方が持ってやらなくては、ただ、こういう決算委員会の中で徴収率が悪い、どうしようとか、どうしようとか、と原課の職員が責められているのを黙って目をつぶって聞くだけじゃなくして、やっぱりよくやったところにはよくやりましたねということ、ぜひ市長、褒めてやるぐらいの気持ちは持ってくださいよ。そうするとまたあなたが、来年出られるときは皆さんがよく市長が褒めてくれたきなという気持ちで、また何かにつながるかもわかりませんからね、1つよろしくをお願いします。終わります。

委員長

それでは次に、定住促進について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

資料の方を出していただいております。追加資料184ページ以降、そしてあともう1つが住宅に関する調書ということで172ページに出していただいております。まず、すみません。婚活についてお聞きいたします。おおよその概要について、お聞かせいただけますか。資料を出していただいているんですが。

子ども育成課長

婚活支援事業は少子化対策並びに定住化を図ることを目的として、独身男女の出会いの場を設定し、支援する事業でございます。平成24年度は、7月22日に親の婚活をいたしました。それから8月19日に真夏のバーベキューということで実施しております。このときは男性32名の申し込み、女性の方が19名で、実際、すみません。男性が32名、女性が25名の申し込みがあり、当日は男女各19名の参加です。それで4組のマッチングがっております。12月8日が出会いのパーティーということで、男性38名、女性41名の申し込みがあり、当日各20名を募集してございましたので、男女合わせて40名が参加し、5組のマッチングができております。

江口委員

資料を見せていただく限りでは、平成22年、23年に関しては全額補助とあります。ところが平成24年についてはその記載がないんですが、一部参加者負担金等があったという理解でよろしいですか。もし、あったのであれば実質の市の負担額はいくらになったのか、お聞かせください。

子ども育成課長

平成22年度から23年度までは県の子育て基金の方から10分の10の補助をいただいております。平成24年度はその補助がなくなりましたので、参加者から2千円ずつの補助をいただいております。その中で総事業費と利用者負担を差し引きまして、市の負担は約5万円だったと思います。ちょっと今資料が手元にありません。

江口委員

非常に安価にできている上に、ある意味成果があっている事業だと思っています。最近も新聞、西日本新聞でしたっけ、取り上げられてましたですね、福岡県の取り組みの中であったかと思います。この事業を考える時に、平成22年、23年は県の補助を受けて100%で出していたんだけど、このまま平成24年度は5万円で済んだことを考えあわせてやっていると、ある意味市がやるのは場の設定の部分、そして看板を貸す部分でいいかもしれません。費用については本当に参加された方々に持ってくださいと、ご自分たちのためですね、参加された方々に、ぜひその分は負担くださいというふうな形でいいと思います。回数についてもこの2回から回数は増えていますよね。で、さらにふやして、ある意味飲食業も含めてやられる方は手を挙げてくださいと。その中で、提案の中で妥当だと思うのに関しては飯塚市として、募集の部分で汗をかきましようという形でしてあげれば、回数も増えるし、飲食業なり、そういったイベントをやられる方々にとってもチャンスがふえる、そしてまた婚活をやりたい方々、結婚したい方々にとってもチャンスがふえる形になるかと思います。ぜひ、そういった形でやっていただきたい。これを少子化対策として、今の担当がやるのが妥当かどうかはまた別にしてなんですが、そこを含めてもう一度考えていただいて、前にいけばいいかなと思っています。婚活については、以上で終わります。次に、昨日も議論になっておりましたマイホーム取得奨励金についてでございます。このマイホーム取得奨励金が定住促進に果たしてどのくらい効果があったのかという部分に関して、担当課としてはどのようにお考えになられておられますか。

住宅課長

平成24年度で39世帯、118名の方が新しく入ってこられております。この部分については、市全体で見れば亡くなる方やほかの方で出ていかれる方もいらっしゃいますので、増減については私も把握しているところではございませんが、少なくとも118名の方が入ってこられたということは一定の効果があったんじゃないかというふうに思っております。

江口委員

昨日の質疑の中で、住宅リフォーム補助金について、お聞きいたしました。あの分に関してはアンケートをなされて、補助を受け取られる方々の約3割がこの補助金があったんで工事に着手したんだという等々があったわけですが、このマイホーム取得奨励金については、同様なアンケート等はなされておられますか。

住宅課長

ペーパーでのアンケート調査というのは、いたしておりません。しかしながら、申請に来られた際に口頭で聞き取りをさせていただきました。その中でこれがあったから入ってきたというふうな方は、現実いらっしゃいませんでした。たまたま結果として、飯塚市に住むのを決めたと、しかし見てみると、こういう制度があるというのを知ったと。だから、これで新しく電気製品を買おうという気にもなりましたというふうなことで、決め手とはなっておりませんが、飯塚市がこういった定住促進の事業をやっているということで、飯塚市は本気で定住促進をやっているんだというふうないいイメージを持ちましたというふうなご意見はいただいたところでございます。

江口委員

実際に取得に関しての動機づけにはならなかった。ただ、プラスの副次的な効果があったという話だと思います。そこでじゃあ、この制度設計が正しいかどうかということになるわけです。それを見ると一番後ろのページに、他市の状況を載せていただいております。これで見ると、一番充実しているかというところではないですね。お隣宮若からすると半額ちょっとですね。50%ちょっとという部分であります。172ページに、住宅に関する調書を出していただいております。こちらの方の中で、172ページ、173ページに出していただいている

んですが、この新築住宅戸数等を見る限りでは、そのうちの1割弱、1割弱までないのかな。平成24年度の数字だと合計373棟に対して35件ですので、1割ないくらいだと思います。ということを見ると、そうそうこのマイホーム取得奨励金が言われるように直接の動機にはなっていないんだと思います。競争力という意味ではこれがあつたから選んだ、にまでは至っていない。それはそのとおりで、費用を考えるとやっぱりその下手すると2千万円からという投資をするときには50万円ありがたいはありがたいんだけど、心が動くかということそこまではないんだと思うんですね。だからこそ宮若等々に関しては、100万円を超える金額でやられているんだと思っています。そこら辺について、もう一度制度設計をし直す必要があると思っています。あとPRについてなんですが、このマイホーム取得奨励金、先ほども実際に来られて初めて知ったという方がおられたということをお聞きしました。どのような形でPRをなされておられますか。

住宅課長

市報、ホームページというのは当然のこととして掲載させていただいておりますけれども、それ以外に昨年西日本新聞社主催の移住定住フェアというのが西日本新聞会館でございまして、そのときに私どもブースをお借りしまして、その中でこれは青葉台の宅地分譲地のPRが主の目的であったわけですが、その中でマイホーム取得奨励金についてもご紹介させていただきましたし、新聞でも掲載をさせていただいたところでございます。そのほかに広告紙、一般のチクスキ等の広告紙を使いまして、これも青葉台の宅地分譲のPRでございますが、その中でもマイホーム取得奨励金の宣伝をさせていただきました。また、不動産関係者が集まります会議がのがみプレジデントホテルであった際にも15分ほどお時間をいただきまして、飯塚市の定住促進の事業の中でマイホーム取得奨励補助金について説明をさせていただいております。そのほかに今年に入っておりますが、建築士協会の方での講演会がありまして、その席にも出席いたしまして説明をさせていただいたところでございます。

江口委員

このPRは本当に非常に重要な部分だと思います。先ほど言われました県がやった分について、定住フェアでしたか、に出て行かれたこと等々は非常に大切なことだと思っています。他のところがどうやっているかということ、飯塚市内において他のこの一番後ろにある他の市町村のチラシすら見ることがあるんですね。私が見たのは、小児科であったりとか、産婦人科であったりとかそういったところに宮若のがドンと置いてあるわけです。うちはこうやって定住促進をやっています。そしてその分の中には、こうやってマイホーム取得奨励金のところもあれば、片一方では教育に力をいれているんだよということもあるんです。そのPRの部分は、もう一度再考していかなくてはならないと思っています。その点、よろしく願いいたします。あと、資料で出していたいただいた定住促進に関する調書184ページを見ていただくと、社会増、社会減についてこちらでは出させていただきました。平成24年、ありがたいことに転入が転出を上回っています。それまでは転出の方が上回っているわけですが、ここは逆転をしたと。この点について、どのようにつかんでおられますか。この理由、あとまたこれを考えるために必要なのが、この社会増減がどのような原因で生まれているのかということだと思っております。やはり社会増、社会減、転入転出の届け出をするときには、確実に市民課に来られるわけですが、そのときにある意味、どのような理由でということについて、アンケート等々の調査をしているのかどうか。そしてまた、この転入転出もそうですけれど、他方では学校の部分がございます。学校で考えると、先日あるところでお聞きした数字が飯塚市の小学校から中学校に行くときに、3.7%でしたっけ、の子ども達が飯塚市の公立中学校に行かずに、ほかのどこに行っているというお話がございました。その点についても合わせて調査等をしているのかどうか、住民票の異動の点、そして学校の分、それとあとまあこの社会増、社会減がどのような理由で

動いているのかについて、3点お聞かせください。

総合政策課長

いまご質問の社会動態につきましては、転入者数3,427件、4,662人に対し転出者数が3,342件、4,388人ということで差し引き85件274人の増となっております、これまで自然動態と同様に毎年減少してきておったわけですが、平成24年度においては増加に転じているというふうな状況でございます。全体と言いますか、本市の人口世帯数、転入転出数の推移を見ますと、大きな増減はなく総人口でおおよそ13万人程度といった状況にあります。平成22年度、これはちょうど国勢調査の年度を起点といたしておりますけれども、この推計人口では、飯塚市の場合12万9,035人ということでありまして、全国的な人口減少傾向にある中で現状踏みとどまっているというような結果となっております。委員ご質問の人口の推移について、直接的あるいは間接的な要因を明らかにすることはできておりませんが、私どもといたしましては交通網の整備拡張をはじめとして、社会的あるいは経済的な環境が進展しているといった状況、そして、これらに起因して本市を取り巻く産業経済の状況が変化している。また、定住促進をはじめとする行政の各施策などが総合的に影響してきているのではと考えております。ただし、ご指摘のように具体的なこれまで分析というものをやったわけではございません。それで実は私ども非常に手探りですけど、この10月から市民課窓口、本庁、支所合わせましてアンケートを、転入者、転出者に対する都合10問ばかりのアンケートを作成いたしまして、その中で少しご意見、転入者・転出者の意向を確認していきたいというように考えております。それがすべてというわけではございませんが、手始めにそういうことをいま始めておるとということだけ申し上げておきたいと思っております。

教育長

小学校から中学校へ行くときに私立等の中学校に市内の小6の約3.7%の子どもが毎年移動していますが、そのうちの半分は日新館中学校ですので、住民票はそのままでございます。半分の子どもは。そして、ラ・サール、久留米附設、そして青雲高等学校、弘学館等の中学部へ行く子どもについては、住民票も移動をしているようですが、これは毎年5、6名でございます。それ以外の子どもは主に福岡地区や北九州市の明治学園等に進学をしていますが、通学している子ども達ですから住民票はそのままという状態でございます。

江口委員

市外の学校等へ通学する方々の理由についてお調べになったことはございますか。

教育長

将来の職業が、いわゆる医師であるとか、より学力的にレベルの高い大学に進学することを目指しているので、私立の中学校、高校を希望しているということでございます。

江口委員

一度、きちんと調査されたほうがいいかもしれません。そういった学力の部分で行かれる子ども達もいるでしょうし、別な理由がある子ども達もおられるかもしれません。そこら辺を、ある意味先入観にとらわれることなく調査して、じゃあネガティブな部分があるんだったら、それをどうやって消していこうかという作業が必要なんだろうと思っています。転入、転出の数字を見る限りでは、確実にこの施策が利いたのかな、どうなのかなというところがまだ疑問になるところなんですね。転入が増えているわけではないんです。数字で見ても、転入がきちんとした増加傾向だという形でもない。転出に関しては、平成23年度がちょっと大きかったので、ある意味揺れ戻しかもしれないなと思いつつながら、これが本当に安定してくればいいんだとは思いますが、先ほど市民課のほうでアンケートを取り始めるというお話がございました。ぜひそういった部分できちんとした結果をもとにして施策を打っていただきたい。で、その中で昨日のマイホーム取得奨励金の議論の中でもあったんですけど、転入をふやすことも大切

なんだけれど、転出抑制をすることも大切なんだと。昨日の住宅リフォーム補助金、あの中で転出抑制というお話がございました。ところが、住宅リフォーム補助金については転出抑制に強く働くかということ、私はそうではないのではないかと考えています。と言うのは、住宅リフォーム補助金はどちらかというところある程度年配の方々がやられるケースのほうが多いと思います。となると、その方々はある意味、転出まで行くかということそうではない。ただ、自分たちの生活をより安全にしたい、そしてまた、この住んでいるところにより長く住みたいというところでやられるのだと思いますので、生活の質を上げるという意味では非常に効果があると思いますけれど、転出抑制まで行くかということそうではないかもしれない。片方で、このマイホーム取得奨励金、マイホームを新しく購入される方々というのは、どちらかというところある意味、若い方々です。特に子どもさんがおられるケースが多いですよ。そういった方々が、新しくこれから先、20年、30年どこで住もうかという、そういったときに利くのがこのマイホーム取得奨励金だと思っています。だからこそ宮若とかは、ある意味多少大きな金額を、投資しても、そこからずっと住んでいただけることで入ってくることを優先したわけです。飯塚は制度設計の中で、先に50万円をお渡しする。50万円ないし60万円をお渡しして、誓約書を書いていただいて、あとで追跡をするというお話ですけど、だけでもこれを追跡して出て行かれたときに、誓約書があるから返してくれて言って、はいそうですと返してくれるありがたい方が100%おられればいいんですけど、私はとてもそれが大多数おられるかどうかというのは、やっぱり無い袖は振れないということがありますので、制度としてはどうかと思っています。他方、この宮若がとっているような固定資産税相当額を毎年毎年、複数年にわたって補助金としてお出しする。この部分はそこで住んでいないことが確実にになったら、その年から補助金を出すのを止めればいいので、こちらのほうが制度設計としてはいいと思います。この部分に関して、担当課ないし、ここを設計した総合政策課としてはどのように判断なされて、このような形になったんでしょうか。

総合政策課長

マイホーム取得奨励事業につきましては、本市の定住化促進施策の方針として、住みたいまち、住みつづけたいまちを目指す中で行政が取り組む施策の1つとして有効であると認識して始めたものでございます。居住支援、子育て支援、教育支援、情報照会、その他の支援のうちの1つでありまして、総合的にこういったものが奏功すれば定住促進というものが図れるのではなかろうかという考え方を持っております。定住化促進につながるということでやっておりますのでございます。平成24年度から開始をしましたマイホーム取得奨励事業につきましては、近隣の自治体の例も見ながら、学びながら制度設計というふうなものを行ってきた経過がありますが、市町村によっては程度の差もありませんけれども、今後とも検証しながら進めてまいりたいと考えております。

江口委員

お聞きしたのは、制度設計の中で複数年にわたって固定資産税等々をやるような形ではなくって、先に50万円をお渡しするような制度設計をしたわけですよ。その理由がなぜかが、1点。そしてまた、市外からの転入のみに絞った部分について、固定資産税相当額の減免というような形ですと、ある意味大きな予算を最初から組む必要まではないわけですよ。今おられる方々をきちんとつなぎとめる。それこそ転出抑制の部分に対して、ここに入れなかった理由。この2つをお聞かせください。

企画調整部長

今のお尋ねのまず複数年にしなかった理由ということでございますけど、やはり市外からの定住を促進するというところで、やはりインセンティブを与えるというような形で取り組もうということで単年度の分にしたわけでございます。また、いま重複するような回答になるかもし

れませんが、市内からの転居についてはしないということにつきましては、やはり人口をきちっと維持していくということにつきましては、市外からの転入をしていただく。これは非常に大きな重要なことだというふうに思っておりますので、まずは市外からの転入について、こういう取り組みをさせていただいたという状況でございます。

江口委員

答えになっていないと思うんですが、昨日田中委員のほうからも言われたのは、やっぱり転出を抑制するのが大切だよねということだったと思います。この173ページの資料を見ただけでも金額、ある意味そのマイホームを買うってことは最低でも1千万円を超える投資をするってことですよね。とすると、住宅リフォーム補助金よりも格段に大きい投資がこの中で生まれるわけです。そして、先ほど住宅課長のほうで言われたように、その部分が副次的な効果も生まれてくるわけですよね。そうすると、そこを逃す手はないと思っております。その点も改めて考えるべきだと言申し上げて質問を終わります。

委員長

次に、職員の勤務状況について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

こちらのほうについても資料を出していただきました。質問というのは簡単なことなんです、勤務状況について以前も残業について、やっぱり凸凹があると。これをきちんと平準化すると言うかね、ならず作業が必要であるというお話をさせていただきました。その中で部長の専決の中で、人の異動ができる部分があると、そういった部分をしっかり使うべきだというお話をさせていただきました。そういったことも含めてこの残業の平準化、そこら辺について人事課としてどのように取り組まれたのか、お聞かせください。

人事課長

ご質問の時間外勤務等々につきましては、資料のほうで167ページに提出をさせていただいております。確かに部ごとで表示をさせていただいておりますけれども、部によって、月によって、それぞれ業務の状況によりまして時間外勤務状況が推移しているという状況でございます。この平準化につきましてはでございますけれども、こちらにつきましては、ただいま質問委員も言われましたとおり、繁忙な業務等々に対します人事異動を伴わない部内での協力体制、これについては積極的に状況によりまして対応することとしております。また、時間外勤務命令、これは今までのご答弁の繰り返しになりますけれども、あくまで臨時、急を要する業務についてとり行うよう、通常業務については管理監督者をはじめとする課内での協力体制あるいは事務の効率化によりまして、正規の時間内で処理することがあくまで前提でございますが、時間外の勤務につきましては、職員間での時間の平準化よりも全体の時間外勤務時間そのものの縮減に努める必要があるというふうに考えております。このようなことから年度途中等々におきまして、時間外の状況につきましては、毎月集計をとり行い、各課所属長あてに通知をしているところでございます。このような毎月の状況を把握する中で、年度途中におきましてもそのような特に時間外勤務状況が長期に及んでいるとか、時間外が長い、非常に多いといった状況につきましては、各所属長に対するヒヤリング等々を行いまして今後の業務の平準化等々、配分等々を勘案しながら対応するように指導をしているところでございます。また部内での協力ということもございまして、一方、職員の協力体制、市全体としての協力体制につきましても、例えば年度末の税の申告の受け付け、あるいはご承知かと思っておりますけど、飯塚車いすテニス大会、あるいは本年度ございましたインターハイの開催など、市職員全体として部を超えた組織体制としての協力体制をとっていきたいと、実質とってまいっておるところでございます。現在、行財政改革の推進をしている中で、職員削減を進めておるところでございます。当然のことながら、職員一人一人の負担というのは増大していることは認識しているところで

ございますが、あくまで過大な時間外勤務を容認するものではございませんで、人力的に必要な分につきましては、行財政改革の方針にもございまして、再任用あるいは嘱託職員の配置、そのような臨時職員の配置等々によりまして対応していきたいというふうを考えておりまして、今後とも引き続きこの取り組みを進めていきたいというふうには考えております。

江口委員

この167ページと168ページを比べていただくと、やはりそういった指導をやっておられるかもしれないんだけど、個人差というのがかなり大きいというのは一目瞭然であると思います。であるならば、そうやって指導、ヒヤリング等々やっても変わらないこの状況なのであれば、やはりどこかで基準を引いて、こうやってやりなさいという仕組みをつくる必要があります。それも1つですし、ある自治体ではもう残業だめよと、残業せずにやってください、もう閉めますから、電気消しますからというところもあります。商社でも一部、何時までで終わります、やりたかったら朝早く出てきてやってと、そのかわり朝早く出てきた分に関しては100分の150付けるからといった、そういった商社等もあります。そういったことも含めて考えていただかないと、このような現状、差がある中では、集中した職員が疲れきってしまう、その結果として心も折れてしまうこともあり得ます。そして休暇に入ってさらに残った職員がきつくなる等々もあり得ます。やはり、片一方で仕事をしている、頑張っていた、でもすぐ隣りでさっさと帰っていたというのが恒常的にあると、頑張れないというのモヤッぱり人だと思っています。その点についてしっかりとした努力を求めたいと思います。

委員長

それでは次に、時間外勤務について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

時間外の勤務につきましては、過去の議事録等を見させていただいて、たくさんの質問があって理解をしたところもありますので、1点だけ確認をさせていただきます。現在、職員さんの多くにパソコンが導入されておられると思います、独自の。パソコンの起動とシャットダウンの時間をチェックすることによって、勤務時間のチェックも容易になるのではないかなと思うんですが、これは導入の経費もかかることでしょうか、遅くても、新庁舎の建設予定があるわけですから、庁舎建設に間に合うような形でシステム化の導入をお願いしたいというふうに思うんですが、どのようなご見解か、お聞かせください。

人事課長

ただ今ご質問のパソコンによる勤務時間の管理ということだと思います。ご指摘のとおり、現状でのパソコンの配置につきましては基本的に全職員への配置といたしておりますけれども、業務上の常用といたしましてパソコンを使用しない一部の職場については、全職員の配置とはなっておりません。また、多くの職員はパソコンを使用しておりますけれども、業務自体を、業務上においてパソコンを使用しない職務というのもございます。そのような状況の中で、現在の状況といたしましては、今ご質問ございましたとおりパソコン起動のシャットダウンについてのログ、記録というものではなくて、基幹系でありますとか内部情報系のシステム、こちらにログインした際に文書の作成あるいは表計算のソフト等を使用した場合に記録が残るといった状況でございますので、今ご指摘のとおり今後の新庁舎の導入にあたりまして、そのようなことをあわせまして適切な勤務時間の管理ができるよう担当課と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長

それでは次に、自治体間競争を勝ち抜くために飯塚市を一番アピールできた事業は何か、上野委員に質疑を許します。

上野委員

自治体間での競争が厳しくなると言われて久しいわけですが、この競争を勝ち抜くために飯塚市として内外に一番アピールできた事業は何とお考えなのか、お聞かせください。

総合政策課長

一番というものの順位は非常に難しゅうございますが、私どもとしましては安心安全なまちづくりを実現するための浸水対策事業、あるいは地域経済の推進のための医工学連携推進事業、またはスマートフォンアプリコンテスト事業などの産学連携、そして中心市街地の活性化事業などを行ってまいりました。加えて生活基盤の整備といたしまして予約乗り合いタクシー等、コミュニティバスの併用運行など交通対策にも取り組んでおるところでございます。定住促進といたしましては、マイホーム取得奨励事業、住宅リフォーム補助事業などを実施してまいりました。さらには、教育の充実といたしまして穎田小中学校統合事業、そして小中学校の自校式給食施設整備事業、少人数学級職員配置事業、これも1学年拡大をいたしております。こういった教育環境の整備の充実策、そして子ども医療費助成事業や子育て応援情報発信事業など、子育て支援なども行ってまいったわけでございます。ご質問の自治体間競争を勝ち抜くということについては、さまざまな見方、ご見解があたりだというふうに考えますが、他の自治体に先んじるとか、他の地域に勝るとかということのほか、私どもといたしましては、まずは本市の特徴を生かして魅力あるまちづくりを進めていくことが大切であるというように認識をいたしております。いま申し上げました事業というのは、住みたいまち住みつづけたいまちを目指して地域の特性を生かしながら施策として展開してまいったものというふうに認識をいたしております。

上野委員

ありがとうございます。端的にお伺いしますけど、自治体間競争を勝ち抜くということは、飯塚市では具体的に何のことだというふうにご認識をされてあるのでしょうか、企画調整部長、お願いします。

企画調整部長

いま言われますように、競争に打ち勝つためにどの分野で、どこを相手にということがあると思います。今回も縷々ご質疑いただいておりますけど、やはり定住促進、これが一番だということを考えて取り組んでおるところでございます。

上野委員

私もそうだと思います。住みたいまち住みつづけたいまち、この実現に向ける過程が評価されるんじゃないかなというふうにも思うんですが、例えば民間活力を導入するにしても、さまざまな形があると思うんです。今ここで一つ一つ紹介しても随分時間がかかるのでやめておきますけども、いずれにしても今回この委員会は齊藤市政2期目の最後の決算委員会でありますので、1つの節目でもあります。就任当時に市長は財政非常事態を宣言されて、いま住みたいまち住みつづけたいまちの実現を目指しているいろんな事業をやられているわけですが、現実的に100人が100人満足できる事業というのはとても難しいんだと思います。しかも財政難の折です。事実、補助金の削減とか行政サービスの値上げを断行してこられました。ただ、それをしてきたからこそ、市民に負担をお願いしてきたからこそ、でき上がってきた施策もあるんだろうというふうに思っているんです。平成24年度決算、またこれまでの施策を振り返ってでも結構なんですが、他の自治体との差別化を図るために、特に重点を置かれてきた施策は何なのか、改めてお聞かせください。

企画調整部長

先ほど申し上げましたように、やはり定住促進につながるような施策をするということで、大きな柱としまして浸水対策事業とか、小中一貫校、教育の充実、それに中心市街地活性化事業、こういったものを大きな柱として進めておるところでございます。

市長

本当に2期目の最後の決算委員会でございます。ひとこと言っておかないかなという思いもありました。ちょうど良かったです。本当に財政改革をしてきて、最初のころは新聞社の方から、飯塚市長が金を使わんで、金がない金がないと、飯塚市をどうするつもりかと、全然魅力のない市長だと言われたことを記憶しております。しかし、その当時は、やはりしっかり財政的な立て直しをしなければならんというのが大きな目標であったわけでして、次のステップとしては、やはり住みたいまち住みつけたいまちをつくっていかなくちゃならない、そのためにはどうするんだと、住みたいまちというのはどういうことなのかと、先ほどから質問がたくさん出ていましたけれども、やはり市外のほうに学校を離れて行く子どもたちがいたり、親が出したりというような形で、やはりこの地域の教育レベルを、またこの地域の質、地域住民の質も上げていくことによって、まちのレベルアップをしなくちゃならない。そのためには教育もあるでしょうし、また自治体との協力もありますし、自助、公助、共助という1つの今の国全体の流れの中でどうしても公助だけでやっていけることができない時代が来ているわけですから、自助というものの意識も持ってもらわなければならないという流れの中で一歩ずつ進んでいって、まだまだ今、質問者の言われるように何かこれだというものはないかもわかりませんが、こういうことをやはり時間のかかることだと思いますし、また時間をかけてでも確実にやっていかなくちゃならないことだと思っておりますので、これからもそういう意味で職員一同一緒になって頑張っていかななくちゃならないとは思っておりますので、よろしくお願ひします。あと残り7カ月、一応ね。

上野委員

ありがとうございます。部長が言われた、いわゆる施策の3本柱はいわゆるハードに係る部分だと思うんですよ。こういう建物とかインフラ整備のハードの面だけでのアピールではもう限界があると思います。財政難でもあります。よほどのものでなければ魅力を持続させることは難しいのではないかと思います。逆に言えば、それだけでは存在感や独自性を発揮できないんだというふうにも思っておりますが、でも魅力を創造することができなければ、自治体間競争の中で埋没してしまうんじゃないかなというふうにも強い危惧も、私は感じております。先ほど、江口委員からありました婚活事業、私もよくテレビのバラエティーでやるようなことによく手を出していただけてよかったなというふうにも思っていたんですが、1つちょっと皆さんにお知らせしておきたいのは、実は婚活事業の中でやっぱり何かイベントをやるということは素人に近い部分もあるので婚活事業のあと、カップルになられた方の中でストーカーの被害に遭われた女性がおられました。長い期間、ご相談を受けて調べると幸か不幸か飯塚市が主催した事業ではなかったんですが、婚活事業に参加される男女ともに十分に身分、身分と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、住所だとか、働かされている場所だとか、勤務先を十分にお聞きして参加をさせておられるんだなというふうには思いますが、実際そういうふうな事例があっあって、飯塚市でやるとなるとやっぱり近郊の男女になりますので、そういうふうなアフターケアの面も一言参加されるときにつけ加えていただければ、また同じ事業をやっているような自治体とも差別化も図れるんじゃないのかなというふうにも思います。先日今日感テレビの中で住みたいまちランキングというのがありまして、見させていただきました。飯塚市は前回の22位から9位に躍進をしております、ランキング方法はどんなランク付けなのかなあと思ってたらすね、暮らしやすさとかそういうのを調査分析した結果ではなくて、アンケートに投票した数で決められているものでした。少し残念でしたけども、番組の中で飯塚市の職員さんが投票箱を是非飯塚市に増やしてくれというふうにおっしゃられていました。これはその職員さんが飯塚市に今、住まれている方は必ず飯塚市に投票していただけるというふうな自信があるからそういうふうに使われたんだらうと思います。私も実際そういうふうにも想像

しています。これには齊藤市長の行政手腕も著しく効果があったのではないかと思いますけれども、ふるさと納税の金額を見てもわかりますように、やはりこのまちの方々はやっぱりふるさとに対する愛情がすごく大きいんだというふうに思うんです。郷土愛というのが根づいているんだと思いますので、市民の皆様に対する郷土愛に心えていただけるように自治体間競争を勝ち抜いていけるように、次年度以降施策の立案については、財政難の中ではありましょけど、さらなる創意工夫を加えていただきますように強くお願いを申し上げて質問を終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(な し)

質疑はないようですから総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、すべての質疑を終結いたします。

なお、討論・採決につきましては保留して、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。また、各特別会計の審査におきましても討論・採決は同じ運営をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 45

再 開 16 : 00

委員会を再開いたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては会計ごとに行います。

まず、「認定第2号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されています294ページ、滞納状況と保険証の交付について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

294ページ、国保特別会計、保険証の交付についてということで、一般質問等で何度もお聞きしておりますが、国保税の滞納者に対して短期証や資格証がいろいろ言いましても発行されております。最終的に平成24年度の数、最後の数。それを教えてください。

医療保険課長

短期保険証との資格証明書の発行数ということでございますので、151ページのほうで昨日もご説明しましたが、成果説明書の151ページのほうに載せております。国保加入世帯全体が平成24年度では、平成25年3月31日現在でございますが、19,849世帯、そのうち短期証の交付世帯が1,252、資格証明書の交付世帯数が810、資格証明書の交付率といたしましては4.1%となっております。

宮嶋委員

なかなかこういう情勢の中で資格証、短期証が減らないというところですが、この短期証を交付している所帯のうち高校生以下の子どもがいる世帯は資料を出していただいて、これは追加資料の157ページに平成24年度、384所帯、732人というふうに書かれておりますが、これの内訳と言いますか、短期証なのか資格証なのか、教えてください。

医療保険課長

短期証の人数でございますが、まず548人、資格証では184人となっております。

宮嶋委員

すみません。世帯もお願いします。

医療保険課長

短期証が290世帯548人。資格証は94世帯184人となっております。

宮嶋委員

大人の貧困によって、子ども達にこの貧困のしわ寄せが来るというところでは、特に、子どもは病気をすると治るのも早いけども、悪くなるのも早いというようなところもありますので、ほんとにこれは喜ばれております。ほんとに飯塚市が先駆けて行われた事業でありますので、ぜひこの部分についてはきちんとやっていただいて、子ども達に保険証がきちんと届くように続けていていただきたいというふうに思います。それから国保税の滞納についてなんですが、国民健康保険税の滞納状況、これについて説明をお願いします。

納税課長

資料の155ページをお願いいたします。ここに平成22年度から24年度までの滞納状況を記載しております。まず平成24年度末の国保世帯数ですが、19,849世帯でそのうち滞納世帯が4,394世帯となっております。

宮嶋委員

国保の加入世帯はわずかですけれども減少していますけれども、滞納世帯がふえていると。これは先ほどの市税のところと同じようなことになるのかもしれませんが、その辺の情勢認識というか、どういうふうに考えてあるのか、お願いします。

納税課長

市税と同様に現在の厳しい社会情勢や経済情勢が市民生活へ影響を与えており、それが国保税の滞納世帯とともに滞納繰越額を増加させている要因ではないかというふうに考えております。

宮嶋委員

この滞納世帯に対して、差押えが行われているわけですが、先ほども説明をされておりました。督促状を出して、催告状を何度か出して、それで納税相談に応じない方に関しては差押えを行うというふうに言われておりますが、差押えの状況、どういう状況となっているのかをお願いします。

納税課長

国保税の差押えの状況でございますが、平成23年度までは減少傾向にありました。平成24年度の差押え件数は1,465件で、前年度比で言いますと290件、率にしまして24.6%ほどふえております。このうち債権別にみますと、預貯金の差押えが1,297件で全体の88.5%を占めており、前年度比では300件、率にしまして約30%の増となっております。

宮嶋委員

この資料、差押え状況がわかるのが、成果説明書の150ページに差押え処分状況表というのがありますが、ここの総数が確かにいま言われたように1,465件ということになっておりますけれども、ここ不動産と電話加入権、それと債権、給与等というくくりが3つでいま言われましたように、預貯金の差押えがこの中でいくと大多数が預貯金の差押えということになっておりますが、これは債権、給与等という、等の中に入っているんですか。こういう分け方、その預貯金がわかるような分け方にはならないんですか。

納税課長

このくくりの中では、債権、給与の中に預貯金も含まれております。

宮嶋委員

預貯金、債権に含まれる、行政ではこういうくくりをされるわけですか。一番多いのが預貯金だと言われるのに、これ見てみると預貯金がないからどうして預貯金がカウントされていないのかなと思ったんですが、こういう形式というか、決まりがあるんですか。

納税課長

決まりはございません。今後、いま委員がご指摘されたように電話加入権というのは、ここ数年ほとんどありませんので、この欄を見直して委員が言われたような、わかりやすいような

表にしていきたいというふうに思います。

宮嶋委員

一番多いのがやっぱり預貯金の差押えであろうと、あと給与もあると思うんです。この辺が、中身がわかるような資料に、ぜひ中身がわかるようにしていただきたいとします。いま言われましたように預貯金の差押えが率にして30%の増と。大変なふえ方、滞納が増えたということでしょうけれども、30%の増というふうに大変増加しているようですけど、この要因は何なんでしょうか。

納税課長

この要因といたしましては、平成24年度、国保税の収納率が前年度と比較して下回っていたため、年度末に集中的に差押えを行ったもので、この場合、換価しやすい預貯金や給与の差押えを重点的に行ったために増加したものでございます。

宮嶋委員

収納率を前年度と比較して、その年度末になって、計画的に期ごとぐらいにずっと点検されていると思うんですが、どうしてこういうふうに収納率が低いからといって年度末に集中して差押えをされるのか、もっと早くからこれを止めるための手段というか、そういうことをされなかったのかなというふうに思いますがいかがですか。

納税課長

納税課においては、市税のうち市県民税、それから固定資産税、それから軽自動車税、それと国民健康保険税、この4税を中心に収納を行っております。その中で、毎月それぞれ4税の収納状況を鑑み、落ちている税について、納税課でいう強化月間をつくりまして、それで収納を強化しております。たまたま、国保税につきましては、その強化月間が年度末に当たったということになっております。

宮嶋委員

国保税の場合は10期あるわけですね。もっと早くから払う人は早くから払うんですけど、これがずっと10期分たまっていくとだんだんよけい払えなくなるから、その辺の対応をもっと早くするべきではないかなというふうに思います。それと今の150ページの差押え処分状況表でもうひとつわからないのが、差押えが1,465件ということですけど、その下の段、下から2番目に平成24年度解除という欄があるんですが、ちょっとこの辺が、これが解除されたっていうのが、差押えの件数よりも多いんですね、1,474となっておりますが、これちょっと説明してください。

納税課長

この解除件数につきましては、上の件数は平成24年度に差押えた件数ですが、差押え解除件数は平成24年度に差押えた分も含まれておりますので、件数がふえております。

委員長

それでは次に、302ページ、医療費適正化特別対策事業費について、永末委員に質疑を許します。

永末委員

国民健康保険特別会計の医療費適正化特別対策事業費について、お聞きします。まず、国保の特別会計なんですけれども、この意見書等を見させてもらって、かなり歳入の部分にあたって国民健康保険税では大体歳入の構成比率が16.2%ということで、自主財源としてかなり厳しい運営状況になっておるのかなというふうに見せてもらいました。こういったのを見ます限り、やはり歳入をふやすという当然方向性も必要なんだろうけども、歳出を抑制するという部分にも当然重点を置くべきだというふうに思います。そういうふうなことを考えていくにあたり、成果説明書のほうの101ページの医療費適正化特別対策事業費の一番下のほう

の課題のほうに退職被保険者該当者のうち、未届け者に対する勧奨方法及びレセプト点検方向等について、検討の余地があるというふうに記載がありました。この記載も受けまして医療費の適正化特別対策事業の中に、レセプト点検というのがありますけれども、これはどのような内容で実施されて、これで成果が上がっているのか。改善する余地というのを把握されているのか、その点答弁をお願いします。

医療保険課長

レセプト点検の内容でございますが、レセプト点検は医療機関が保険者に医療費を請求する際に提出するレセプトの内容について適正な診療行為がなされているか、薬剤の処方等に間違いがないかなどを福岡県国民健康保険団体連合会から送付されてまいりますレセプトデータをパソコン画面で点検をいたしております。成果といたしましては、平成24年度で削減できた医療費は約850万円で総医療費との割合で示す財政効果率は0.09%となっております。また、レセプト点検をすることにより交付される県支出金の財政健全化交付金が91万8千円あり、全体で約700万円の財政効果があります。しかし、財政効果は平成22年度が本市では0.22%、県平均が0.24%、平成23年度が本市では0.17%、県平均で0.21%となっており、現委託業者になって極端に下がっております。現在、毎月業者との打ち合わせを行い、点検人数や効果をあげられる点検者の確保などについて改善をいただくように要望をいたしております。また、今まで指名競争入札による業者選定でございましたが、こういった問題は避けられるプロポーザル方式などの方法も視野に入れ、今後よりよい業者を選定していきたいと考えております。

永末委員

今、ご答弁いただきましたけれども、平成22年度が財政効果率0.22%で、平成23年度が0.17%で、平成24年度が0.09%となっておるということで、明らかに財政効果率の減少が見られておると思います。こういった点もみられて成果説明書のほうでこういった指摘が入っておるのかなと思うんですけども、実際、最後のほうで述べられました業者選定の方法をかえると言いますか、そのことによって財政効果率をある程度またもとに戻せるというふうなお考えでございますでしょうか。

医療保険課長

現在は先ほど言いましたように、業者選考については、指名競争入札ということで行っております。これでは安かろう悪かろうということも起こり得ますので、実際に効果を上げている業者の中で、実際にその業務にあたっているところを選定いたしまして、ある程度やり方とかそういったものもプロポーザル方式でやれば、ある程度の把握はできるのではないかと考えておりますので、その方法であればある程度の県平均以上のものを確保できるのではないかと考えております。

永末委員

現在の業者さんのほうでされている分で、だいたい財政効果率が700万円ぐらい上がっているということで、レセプト点検の委託料としましては262万円ということですので、それなりの効果が上がっているのかと思います。この方式を変えられて、もしその委託料等上がられるようなことがありましたら、全体的な財政効果ということもまたしっかりと検討していただいて、業者さんの選定を行っていただきたいと思います。あと、レセプトの点検以外に、医療費適正化特別対策事業というのは、これはどのような事業を行っているのでしょうか。

医療保険課長

レセプト点検以外としましては、第三者行為求償、ジェネリック医薬品の普及促進や医療費通知などがございます。第三者行為求償とは、交通事故等で加害者がいる場合に治療に要した費用と加害者の過失割合に応じて請求するものでございます。レセプト情報や消防署の救急搬

送の紹介等により、第三者行為による疾病を確認し、各書類の提出を促したり、加害者や保険会社との示談調整を行ったりしております。示談の調整には過失割合等で折り合いがつかないことなどもあり、専門的な知識を要しますので、嘱託職員1名を雇用いたしまして事務を行っております。平成24年度は約3千万円の求償を行っております。次に、ジェネリック医薬品の普及促進とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目で承認された安価な医薬品の普及を目指すもので、医療費の抑制につながると考えております。本市では、普及啓発のためのチラシの作成、ジェネリック医薬品希望カードの作成、現在服用している薬をジェネリック医薬品に変更することで抑制できる医療費を示した差額通知の発送などを行い、平成25年7月診療分では、数量ベースの普及率は28.6%、抑制できた医療費は1カ月で1,400万円、これを通年に直しますと1億6,800万円程度ということで考えております。また、医療費通知とは医療費に対する認識や医療費の適正化への関心を高めるために、受診者に医療費の額や健康の大切さをお知らせするものでございます。

永末委員

今答弁がありました中で、ジェネリック医薬品のお話が出ましたけれども、大体このジェネリック医薬品を使うことによって、新薬を使う場合と大体どのくらいの効果があるんでしょうか。

医療保険課長

ジェネリック医薬品の価格については、先発品と比較した場合に8割ほど安くなる部分もありますし、10%ほどの部分もあり、かなりばらつきはございます。大体なべて6、7割ぐらいの金額でおさまるんじゃないかというふうに思います。

永末委員

6、7割で済むということですので決算等を見ていきますと、かなりの額を市の方も、一般会計から繰り入れておりますので、やはりこの出ていく分を何とかして抑えるというところではこういった普及促進ですね、この部分はかなり効果があるんじゃないかというふうに思っております。ぜひ、市のほうでさらなる普及促進の方を行っていただきたいと思っております。

委員長

次に302ページ、弁護士謝礼金について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

302ページ、医療費適正化特別対策事業費の中の弁護士謝礼金67万380円について、お伺いをいたします。この費用の内容、いったいどういったものでしょうか。

医療保険課長

この弁護士の費用でございますが、先ほどちょっと触れさせていただきました第三者求償に関わるものでございまして、今回の事案につきましては、交通事故の求償にあたりますが、その中で本市が求めておる賠償金額と損害保険会社との賠償額との間で調整がつかなかった関係で、提訴を行った際に発生した弁護士の費用でございます。

上野委員

その訴訟の結果、どうなったのかお知らせいただけますか。

医療保険課長

今回の交通事故で発生しております医療費の実給付額といたしましては、約1千万円ございました。それで損害保険会社は40%減の60%という提示をいたしております。市の方といたしましては100%ということで訴訟を起こしております。最終的には、和解をいたしまして90%の約900万円を損害賠償金として受け取っております。

上野委員

国保会計から1千万円支払って、保険会社は、600万円しか支払えないと言ったけれども、

納得できないので、訴訟をやってその結果、900万円受け取ることができたというふうな説明だと思います。やっぱりこういうふうに、例えば結果が同じ金額であっても納得できないことというのは、先ほどあるようにさまざまな滞納処理についても同じなんですけど、飯塚市としてはきちんとした対応をするんですよということを示していただければ、いろんな方面においても抑止力につながると思いますので、今後ともこのような取り組みを進めていただきますようお願いをいたしておきます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 平成24年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています330ページ、認知症サポーター養成について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

330ページ、目でいいますと任意事業費の中の備考、認知症サポーター養成講座委託料79万6千円についてお伺いをいたします。この養成講座の位置づけ、どのように飯塚市はとらえられておりますか。

高齢者支援課長

この認知症サポーター養成講座ですが、認知症を正しく理解していただくことにより認知症に対する偏見をなくし、認知症の方やその家族を地域で守っていただく応援者に1人でも多くなっていただくもので、認知症になっても安心して暮らしていけるまちづくりを目指すものがあります。

上野委員

養成講座、これは飯塚市独自でやられているものではなく、委託先があるわけですが、それはどこでしょうか。

高齢者支援課長

養成講座の委託先は、飯塚市社会福祉協議会となっております。

上野委員

飯塚市社会福祉協議会、頑張られていますね。ぜひ補助金を増額してもらいたいものですが、この養成講座は毎年度実施をされているようですが、目標の人数などあるのでしょうか。また平成24年度はどのように評価をされておられるのか、お聞かせください。

高齢者支援課長

この養成講座は平成21年度から取り組んだところであります。当初計画では、平成21年度から23年度までの3カ年で1,500人を目標としておりましたが、平成23年度までに2,762人と、目標を大きく上回りました。認知症施策における認知症を正しく理解していただく認知症サポーター養成講座の取り組みが市民の皆様のご理解をいただいたものと考えており、平成24年度は1,000人を目標に取り組んだところであります。平成24年度は、目標1,000人に対して1,277人の方に養成講座を受講していただきました。先ほども述べましたが、この養成講座を正しく理解していただき、地域でのよき応援者になっていただく養成講座が市民の皆様のご理解をいただいているものと考えております。また地域だけではなく、飯塚警察署や金融機関からの養成講座の受講もあり、認知症を正しく理解する取り組みの必要性を企業などからも理解を得ているものと考えております。

上野委員

養成講座の時間と開催の頻度、また市民の方、いま警察や企業からも参加があったというこ

とですが、市の職員さんに対してこの講座の実施は行われたのかどうか、お聞かせください。

高齢者支援課長

開催頻度ですが、平成21年度が19回、22年度が25回、23年度が42回、24年度が48回となっております。また市民の参加状況ですが、平成21年度は473人、22年度が968人、23年度が1,321人、24年度が1,277人、合計4,039人となっております。また職員の状況ですが、平成22年度に4回、23年度に2回開催をし、214人の職員が参加をしたところであります。講座の時間はおおむね60分から90分を目安に開催をしております。

上野委員

この講座の意義、認知症に対する偏見をなくすということですね。高齢者の人権を守る取り組みにもつながると思いますし、飯塚市では同和問題をはじめとする人権問題の解決に率先して取り組まれておられるわけですが、国でも9月に田村厚生労働大臣がこの講座を受けられたということですので、飯塚市も職員さん210数名受けられているんですが、もちろん担当部署の部課長は受けられていると思うんですが、特別職の皆さんお忙しいでしょうから、他の部長さんの中でこのサポーター講座を受けられた方はいらっしゃいますかもしれませんが、もし受けていらっしゃらない方がおられるようであれば、住みたいまち住みつけたいまちということで、人権問題率先して齊藤市長が取り組んでこられているわけですから、ぜひ市長からも、行政幹部の皆さん方に受けてはどうかと。60分から90分ということですので、ご訓示をなされたらよろしいのではないかとというふうに申し上げて終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成24年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています348ページ、滞納の状況と対策について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

348ページの住宅新築資金等貸付特別会計の滞納状況及び対策についてということで、平成24年度末の滞納状況について、件数と金額をお願いします。

住宅課長

平成24年度末の滞納状況につきましては、滞納件数が203件、滞納額は3億9,696万6,279円となっております。

宮嶋委員

前年度平成23年度と比較して、どの程度の改善がなされたのか、お尋ねします。

住宅課長

平成23年度は滞納が207件でありましたが、平成24年度には滞納を解消したものが7件、しかしながら就労収入減を理由に新たな滞納が3件発生いたしましたので、差し引き4件の減となっております。金額といたしましては、107万721円の増となっております。

宮嶋委員

この会計は本当に不思議だなというふうに思うんですが、滞納件数は減ったと。しかし、滞納金額はふえる。いつまで経っても滞納金額が減らないという、何かこう穴の中に落ち込んでいくような状況だと思いますが、過年度分の回収金額というのはいくらになっていますか。

住宅課長

過年度回収額は1,939万491円となっております。

宮嶋委員

資料161ページ、追加資料を、パッと見ると頭がないんで何の滞納状況かちょっとわからないんじゃないかなと思いますが、先ほど言いましたように、毎年回収しているにもかかわらずふえていくというような状況が続いています。これももう何度もお聞きしましたんで、ふえていく図式はある程度わかるんですけども、これがこれからもずっと続いていくのか、何か回収改善策というのを考えておられるのか、お尋ねします。

住宅課長

滞納者につきましては、入金、分割納付指導を行っており、定期的に入金している滞納者は多数いらっしゃいますが、厳しい経済事情により返済が困難な滞納者や、行方不明や死亡により滞納が続いているケースもございます。死亡者につきましては相続人の調査を行ったり、行方不明者につきましては保証人に相談を行ったりいたしてもおります。そういった状況の中、保証人や相続人に対する納入相談を行った結果、納入の約束を取りつけ返済を再開された方や、残額の一括返済により440万円の納入、夜間の戸別訪問等により滞納者と面談し入金指導等を厳しく行っているところでございます。今後も長期滞納解消のため、努力してまいりたいというふうに思っております。

宮嶋委員

長期にわたってそのままほったらかされて、もう本当にご本人は亡くなって家もなくなってしまっているというような状況もあったりするんじゃないかなと思いますが、近年不納欠損処理など、ことし平成24年度についてはなかったようですけれども、行われております。もっとほかに、こういうことやたらっていう打開策というのは考えられておるのかどうか、お尋ねします。

住宅課長

滞納者の個々のケースによりまして、その対応は異なってくるものかというふうに思っております。例えば、既に家屋等の物件が第三者に譲渡されており、かつ債務者に返済能力のない、そういった方もおられるかと思いますが、そうした方につきましては現在の所有者である方にいくらかでも弁済してもらい、民法上では代位弁済という方法があるんですが、そうした方向をとるなどして抵当権を抹消するとともに、債権を整理することも1つの方法ではないかというふうに現在考えているところでございます。しかしながら、そうした対応につきましては、まずは滞納者個々の状況をしっかりと把握することが重要でありますし、その状況に適した対応をすることが必要であると考えておりますので、今後とも債権の整理について種々検討していきたいというふうに思っております。

宮嶋委員

代位弁済というのは、所有者が移ってその方に弁済してもらいというようなことですが、ちょっとわかりやすく説明をお願いしていいですか。

住宅課長

その資料が手元にありませんので、どれだけわかりやすく説明できるかはわかりませんが、例えば市に債権、債務のある方がもう既にその物件を住宅新築資金借りられて、その家を第三者に譲渡、売られている、そしてほかの返済に多分回されたんでしょう、所有権自体は新しい方に移っておられる。しかしながら、市は抵当権を設定しておりますので、新しい所有者とし

ましてはその物件を、例えば今の新しく入居された方に売ろうとしても市の抵当権がありますので売れない。そうすると、所有者としてもそのまま古くなっていく家を持っていても困ると。そこで、例えば抵当権を抹消してくれないかというふうなことで市に相談があると、こういったケースもあるんじゃないかというふうに思っています。そうしたときに、市としてはもう既にもともと借りてある方から全く取れる見込みがない、回収する見込みがない場合に新しい所有者の方に、債務額全部というわけにはいかないと思います、家の現存価値とかいうのがありますし、その辺は新しい所有者の方と協議をさせていただいて、いくらかでも払っていただくことで抵当権を抹消すると。そうした上で不納欠損処理をすると、こういった方法もとれるんじゃないかなというふうに思っておりまして、ただ今勉強中であります。こういったことができれば、少しでも債権の整理につながっていくんじゃないかというふうに考えているところでございます。

宮嶋委員

いま検討中ということですので、本当にこのまましておくといくらも全然お金が戻ってこないというのたくさん、このまま焦げ付いてしまうということもあると思うんで、いろんなそういう可能性のあることを追求していただいて、一步前進、いろんな方策を考えてありますので、借りたお金ですから、もちろん返していただくのは当然ですけれども、本当に払えないという状況で、亡くなったり、いろんなところでそういう状況がいっぱい生れている中で、いつまでもずっとこの仕事を抱えているというのも市として管理していかないといけないということは、それ自体無駄な部分もあると思いますので、適切に今後そういういろんな方法を使って、処理をしていただくようお願いして終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています360ページ、競走会業務委託料について、上野委員の質疑を許します。

上野委員

目でいうと事務費、358ページになります。競走会業務委託料3億1,457万7千円についてお伺いをいたします。まず、この委託されている業務内容と積算内容について教えてください。

事業管理課長

業務内容につきましては、主に本場開催に係る業務及び付帯する業務になっておりまして、出場選手の斡旋、選手管理に関すること、競走車の競走前の検査に関すること、審判に関すること、番組編成に関すること、開催中の出場選手、競走車及び競走路の管理に関することなどが主な業務となっております。また、委託料の積算内容といたしましては、経常経費といたしまして人件費、旅費、需用費などで約1億9,150万円、競走関係経費といたしまして人件費、通信運搬費、需要費、賃貸料、競技費等で約1億2,300万円、合計3億1,457万7千円となっております。

上野委員

人件費に係る役員、職員さんなどの詳細を教えてください。

事業管理課長

競走会業務委託にかかります役員、職員の個別の人件費につきましては詳細資料がございま

せんが、人件費といたしまして常勤の役員及び職員数が合計29名で約1億4千万円となっております。

上野委員

競走会については人件費に係る詳細資料を出していただけないんですよね。なかなか協力的だなとは言いにくいような団体さんだと思うんですが、この委託をしている競走会業務、飯塚市直営でできないんでしょうか。

事業管理課長

直営で業務はできないのかというご質問でございますが、開催施行者が直接競走業務を行うことにつきましては、理論的には可能でございますが、既に経済産業大臣から競走実施法人としての指定を受けている西日本小型自動車競走会に競走業務を一括して委託しておりますことや審判の公正性などの観点から現実的には難しいものと考えております。

上野委員

先般の議会でも運営についての質疑がございましたが、この平成24年度の決算を鑑みていただいて、包括的民間委託の導入についてはどのようなご見解でしょうか。

公営競技事業部長

包括的民間委託の導入につきましては、行財政改革実施計画におきまして収支が赤字となり改善の見込みがないときは委託を導入すると掲げております。本年の3月議会で副市長の答弁におきまして、オートレース事業を継続的に運営していく有効な手段として、包括的民間委託の導入も視野に入れた中での検討をする時期に来たのではとの答弁をなされています。事業部といたしましては、その答弁を受けまして現在調査研究を行っているところでございます。

上野委員

検討する時期に来ているということでございますが、現在、働いている方々もたくさんいらっしゃるって、一気にこの包括的に、民間に委託するのめどうなんだろうかなというふうに私思いますが、佐賀県唐津市の競艇につきましては、企業会計制度の導入を検討されておられるようです。これは競艇の体力を強くしようというような趣旨だと思われそうですが、当市においても一気に民間に委託するということは、働いている方々、携わっている方々にとっては大きく環境が変わることになりますので、ぜひ企業会計制度に取り組んでいただくような検討も同時に進めていただきますようお願いをしておきます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成24年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成24年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから質疑を終結いたします。

次に「認定第10号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成24年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 平成24年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています408ページ、給食費の滞納者への対応について、上野委員の質疑をいたします。

上野委員

408ページ、学校給食費の滞納者への対応についてお伺いをいたします。給食費を滞納されるご家庭への背景には、もしかすると子どもに対する興味を失われたり、いわゆる養育放棄であったり、もしかするとネグレクトのようなことが行われているのではないかというふうな心配もあるんですが、滞納整理を行われる中で、そのようなことも含めて家庭の状況等を把握されておられるのかどうか、教えてください。

学校給食課長

学校給食の給食費の滞納整理におきましては、督促、催告を行いまして、保護者から滞納の原因を聴取し分割納入相談等にも応じながら対応を行っております。しかしながら、保護者が呼び出しに応じないなど、当該世帯の状況が不明な場合もございます。その場合は学校で世帯状況を聴取いたしまして、滞納の原因やその背景を把握するなど学校と連携をしながら取り組んでいるところでございます。また、給食費の滞納整理を行う中で保護者との面談において、ネグレクト等のおそれがあると思われるような事案が発生した場合には、学校や関係部署に連絡をするなど適切に対応していく考えでございます。

上野委員

すいません、一つ聞かせてください。学校と連携して滞納整理を行われて家庭の状況を把握する中で、学校と学校給食課とどちらのほうがいニシアチブを持たれてというか、主体的にやられてあるんですか。

学校給食課長

給食費の滞納に関する件につきましては、学校給食課でございます。

委員長

次に、412ページ、調理業務委託料について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

412ページ、学校給食事業特別会計の調理業務委託料についてですが、413ページの備考のところでは庄内小学校、中学校、また伊岐須小学校の調理業務委託というふうなことが載っておりますが、これの業者の選定方法と契約はどういうふうになっているのか、お願いします。

学校給食課長

3校の調理委託業者選考につきましては、プロポーザル方式によって決定をいたしております。

す。また契約期間につきましては、3年契約といたしているところです。

宮嶋委員

調理委託業者というのは、これは市内業者ですか、それとも市外業者ですか。

学校給食課長

3校でありますけれども、契約は2本でございまして、どちらも市外の業者となっております。

宮嶋委員

プロポーザルということですから、あれでしょうけれども、市内業者優先というような考えはないわけですか。

学校給食課長

平成23年度に1回目のプロポーザルを行いまして、昨年平成24年度におきましてもプロポーザルを行っております。残念ながら現在地元業者に対しての委託は行っておりませんが、審査方法、また採点と言いますか、評価の方法等も見直しながら地元業者にも勉強していただいて、プロポーザルにおいていい結果が出せるように、機会があればそういうアドバイスと言いますか、こういった業務ですよということから理解をしてもらうところから進めているところでございます。

宮嶋委員

市内業者もあることはあるけれども、プロポーザルの中で、選考の中で外れていらっしゃるということですね。委託している業務内容、どういう範囲までが業務委託なのか、お願いします。

学校給食課長

学校給食の作業工程中の食材の納品時の研修。それから、調理、配膳、洗浄、消毒、清掃等の作業を委託しているところでございます。

宮嶋委員

献立とか、そういうものはこちらで決めて、食材の納入の時点からの、後は後片付けをして清掃するということですね。それでは学校ごとで子どもの数によって調理の数とかいうのが違ってくるんでしょうけれども、業者のほうで、決められた人員が不足するというようなときとか、態勢がきちんとしていないと、そういうことの確認を学校給食課のほうできちんとされているのかどうか、お尋ねします。

学校給食課長

調理員に急な休みや退職者が出た場合には、その業者から職員が派遣をされまして欠員が生じないように補充されるようになっております。体制や人数がきちんと満たされているかどうかという確認につきましては、毎月、業務の完了届の提出をさせております。その書類によって確認することができるというふうになっております。

宮嶋委員

結局、業者からの報告だけですよね。本当にそれが守られているかどうかというのは、確認できないんじゃないかなと思いますが、書類上だけですよね。

学校給食課長

その学校に配属されて、給食に関わっております栄養士がおりますので、その栄養士からの声も聞くことができます。また、書類においても細菌検査を毎月2回実施しております、名簿、その結果が届きますので、それにおいて確認ができていますところでございます。

宮嶋委員

検査は、それも月2回ということですがけれども、勤務表というようなものも確認をされておりますか。

学校給食課長

当日、その日に関わった人数というのがきております。名簿で出勤簿ということでは、提出をされておりますけれど、その人数については確認をしているところでございます。

宮嶋委員

きちっとそこら辺が守られているかどうかというの、きちっと把握をされていたかたいと思います。それからセンターも含めてですけれども、調理場において事故、けが人の発生、こういうものがあるかどうか、ご存じでしょうか。

学校給食課長

調理員のけがにつきましては、包丁で切ったりとか、調理器具でけがをしたりとかいうのは実際に発生をしております。

宮嶋委員

そういう場合は、学校給食課のほうに直ちに報告が入っているということによろしいですか。

学校給食課長

センターは自分の目で確認をしておりますし、自校式においては連絡が入るように体制をとっております。

宮嶋委員

これはことしなんですけど、10月に二瀬中学校で何か7針を縫うようなけがをされたということ聞いたんですけど、ご存じですか。

学校給食課長

その件については聞き及んでおりません。

宮嶋委員

ちょっとその辺も含めて業者任せじゃなくて、調査をやっていただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は、会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 平成24年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 平成24年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成24年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 平成24年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成24年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 平成24年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成24年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 平成24年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成24年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 平成24年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成24年度 飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 平成24年度 飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成24年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 平成24年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成24年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 平成24年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成24年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 平成24年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成24年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 平成24年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成24年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 平成24年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第13号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、皆さま方に一言お礼申し上げます。職員の皆さま方につきましては、本特別委員会の資料等につきまして、時間を多く要して、資料を用意していただきまして、本当に誠にありがとうございました。平成24年度の決算特別委員会も29日、30日、31日の予定にしておりましたが、皆さん方のご協力によりまして、2日間で済むことができました。委員のみなさん、どうもありがとうございました。また、市長はじめ、職員の皆さん方、2日間にわたりまして、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。本特別委員会におきましては、委員の皆さま方から職員の皆さん方に対しまして、叱咤激励、そしてまた今後の市の行政につきまして、要望あるいはお願い等が上がっております。どうかこれからの飯塚市民の福祉の向上のために生かしていただきますように、心からお願い申し上げます。

てお礼のあいさつに代えさせていただきます。本当に2日間ありがとうございました。

(拍 手)

以上をもちまして、平成24年度決算特別委員会を閉会いたします。長時間お疲れ様でした。